

別府市業務継続計画

2019年3月

目 次

1	基本的事項	1
1-1	大規模災害発生時の市の役割	1
1-2	業務継続計画	1
1-3	地域防災計画と業務継続計画の関係	1
2	業務継続計画の基本的な考え方	2
2-1	計画の基本方針	2
2-2	計画の発動と解除	2
2-3	計画の見直し	2
2-4	非常時優先業務の選定	3
2-5	非常時優先業務と通常業務再開の相関関係	4
2-6	確保できる資源が少ない場合の対応	4
2-7	各対策部の責務	6
3	被害想定	7
3-1	想定する災害と被害想定	7
4	業務継続のための基盤の確保	13
4-1	指揮命令システムの確保	13
4-2	参集体制	13
4-3	拠点の確保（本庁舎使用不能の場合の措置）	14
4-4	執務環境の確保のための取組	15
4-5	職員のケアの確保	16
	(別紙1) 災害対策本部組織系統図	18
	(別紙2) 災害対策業務及び着手時期	20
	共創戦略対策部	21
	総務対策部	23
	企画対策部	25
	福祉保健対策部	26
	生活環境対策部	29
	広域圏対策部	30
	観光戦略対策部	30
	経済産業対策部	31
	建設対策部	32
	教育対策部	34
	水道対策部	35
	消防対策部	36

(別紙3) 通常業務の優先再開レベル	38
総務部	39
企画部	42
観光戦略部	44
経済産業部	46
生活環境部	48
福祉保健部	52
建設部	57
共創戦略室	61
その他行政委員会	63
教育委員会	66
消防本部	69
水道局	72

1 基本的事項

1-1 大規模災害発生時の市の役割

南海トラフを震源とする大規模な地震などが発生した場合には、市は災害応急対策や、災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担っている。しかしながら、大規模災害が発生した場合、市民等の生命、身体及び財産だけでなく、市の庁舎、所管施設、車両、通信設備及び情報システム（以下「庁舎等」という。）や職員等の行政機能も被害を受け、著しく行政機能が低下する恐れがある。そのような状況下にあっても、市は災害対策業務や継続の必要性の高い業務を実施することが求められる。

1-2 業務継続計画

業務継続計画は、災害時に人や庁舎等の利用資源が限られる状況下において、優先的に実施するべき業務（以下、「非常時優先業務」という。）を特定し、それらの業務に着手する目標時間や継続するために必要な資源の確保・配分についての必要な措置、執行体制や対応手順をあらかじめ定め、大規模災害発生時においても、行政機能の継続性の確保と早期の機能回復を図ることを目的として策定する計画である。

1-3 地域防災計画と業務継続計画の関係

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、防災会議が策定する法定計画であり、市、防災関係機関、事業者及び市民が、災害の予防・応急対策・復旧・復興までに取り組むべき事項を定めた総合的かつ基本的な計画である。

一方、業務継続計画は、地域防災計画に定める災害時に実施する災害応急対策業務及び早期実施の優先度が高い復旧・復興業務の外に、業務継続の優先度の高い通常業務を含んでおり、地域防災計画を補完し、それらの実効性を確保するための対策を定めた計画である。（図1）

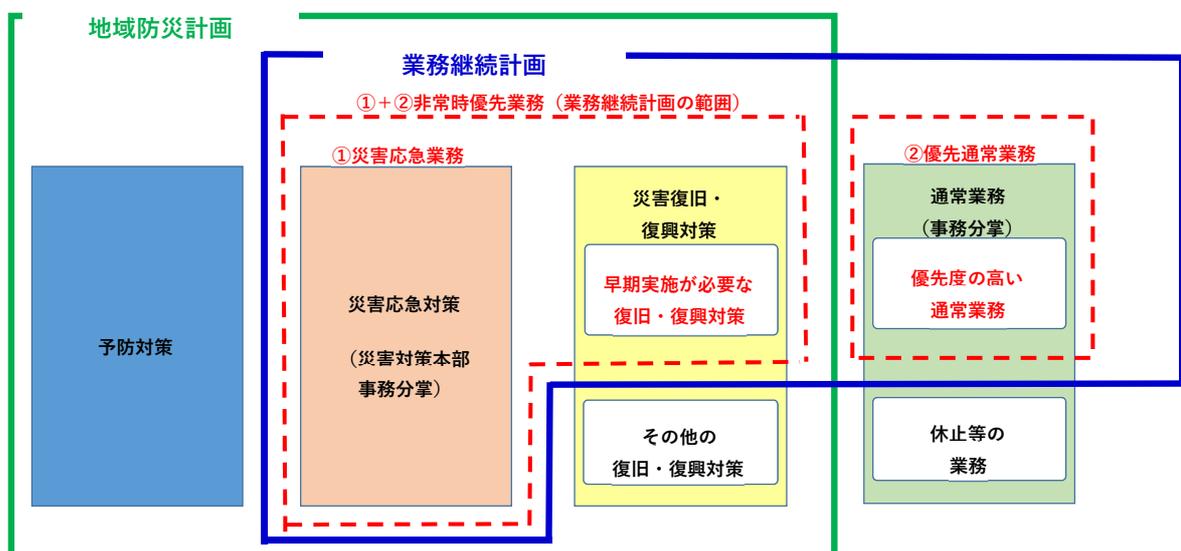


図1 地域防災計画と業務継続計画の関係

2 業務継続計画の基本的な考え方

2-1 計画の基本方針

大規模災害発災時における業務継続にあたっての基本方針は以下のとおりとする。

【方針1】

市民の生命・財産を守ることを最優先するために非常時優先業務を早期に実施する。

【方針2】

非常時優先業務を実施するために必要な業務資源を全庁的な視点で確保・調整する。

【方針3】

非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止する。

2-2 計画の発動と解除

(1) 市内で震度6弱以上の地震情報が発表された場合、または大津波警報が発表された場合、本計画を自動発動する。

(2) 市内で震度5強以下の地震情報が発表された場合、または風水害等による全庁的な対応（災害対策本部第3次体制）が必要な災害が発生した場合は、災害対策本部長の判断（災害対策本部長宣言）により本計画を発動する。

(3) 災害対策本部長が、災害応急対策が概ね完了したものと認める場合に災害対策本部長宣言により、本計画による非常時の業務継続体制を解除し、休止していた通常業務を順次再開する。

2-3 計画の見直し

本計画は、社会状況の変化、組織・業務内容等の変化に対応するため定期的に見直しを行う。特に災害対策業務の内容及び着手時期については、定期的に訓練を実施し検証することで、より現実感のある内容及び着手時期を考え見直すことが重要である。

2-4 非常時優先業務の選定

災害時には、通常業務の業務量に災害対策業務の業務量が上乗せされる。

通常業務の業務量での人員配置が行われている現状や災害時の職員参集想定数（4-5表4）を考えると、二つの業務を同時遂行することは困難である。

そこで大規模災害発生時において優先して実施すべき業務を非常時優先業務として整理し、計画の発動初期には積極的に通常業務を休止し、人的・物的資源を非常時優先業務に集中させることとする。（図2）

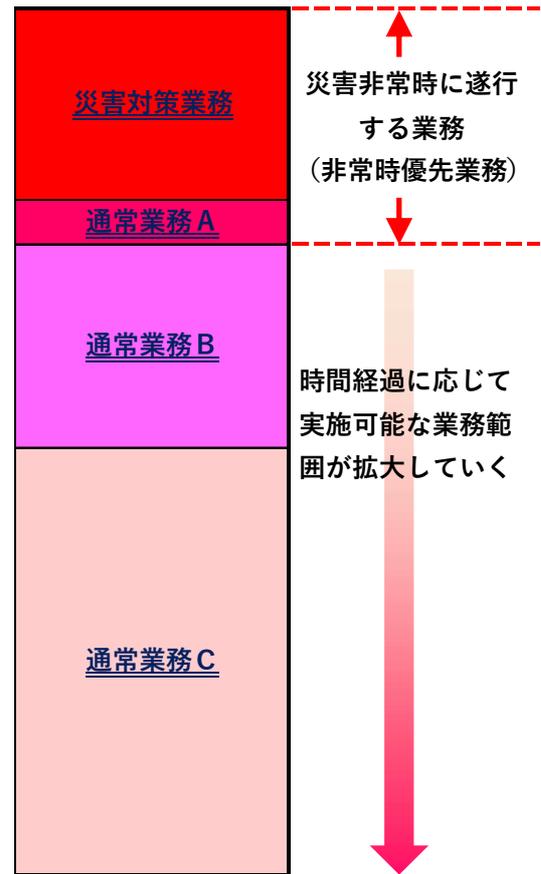


図2 災害対策業務と通常業務の関係

2-4-1 対象業務

対象項目については、別府市地域防災計画「別府市災害対策本部の各対策部事務分掌」に定める各対策部の担当業務を基礎とすることに加え、通常業務のうち災害対策業務と同時に継続遂行が求められる業務を事務分掌から選定し「A」区分とし、これを非常時優先業務とする。これらの項目について、網羅できているか、更なる細分化が必要でないかについては、今後の検証と見直しの対象とする。

2-4-2 災害対策業務の優先度、通常業務優先再開レベル選定の考え方

【災害対策業務】

○災害対策業務着手の優先度は緊急度で整理し、業務着手時期の目安を以下のとおりとする

業務着手時期：1時間、3時間、12時間、1日、2日、3日、4日以降

【通常業務】

○通常業務の優先再開レベルの判断は業務の重要度（休止による社会的影響の大きさ）で整理し、通常業務の優先再開レベルは、以下のとおりとする。

「A」：休止されずに災害対策業務と同時に継続遂行が求められる業務

「B」：休止後一定期間での再開が望まれる業務

「C」：休止による社会的影響が小さいと判断される業務

※「B」区分業務の再開時期については、災害の規模にもよるが、4日から一週間程度経過後の業務再開を想定としている。

2-5 非常時優先業務と通常業務再開の相関関係

前項2-4のとおり、大規模災害時には非常時優先業務を遂行していくが、時間の経過により、徐々に非常時優先業務は減少し、職員を通常業務に振り替えることが可能になる。

非常時優先業務の業務量は、災害規模によって変動するため、災害規模が小さかった場合、より早く次の段階の業務に着手することができ、通常業務もより早く再開される。(図3) このときの通常業務の再開は、2-4-2で設定した優先再開レベル、通常業務に従事できる職員数に応じて実施する。

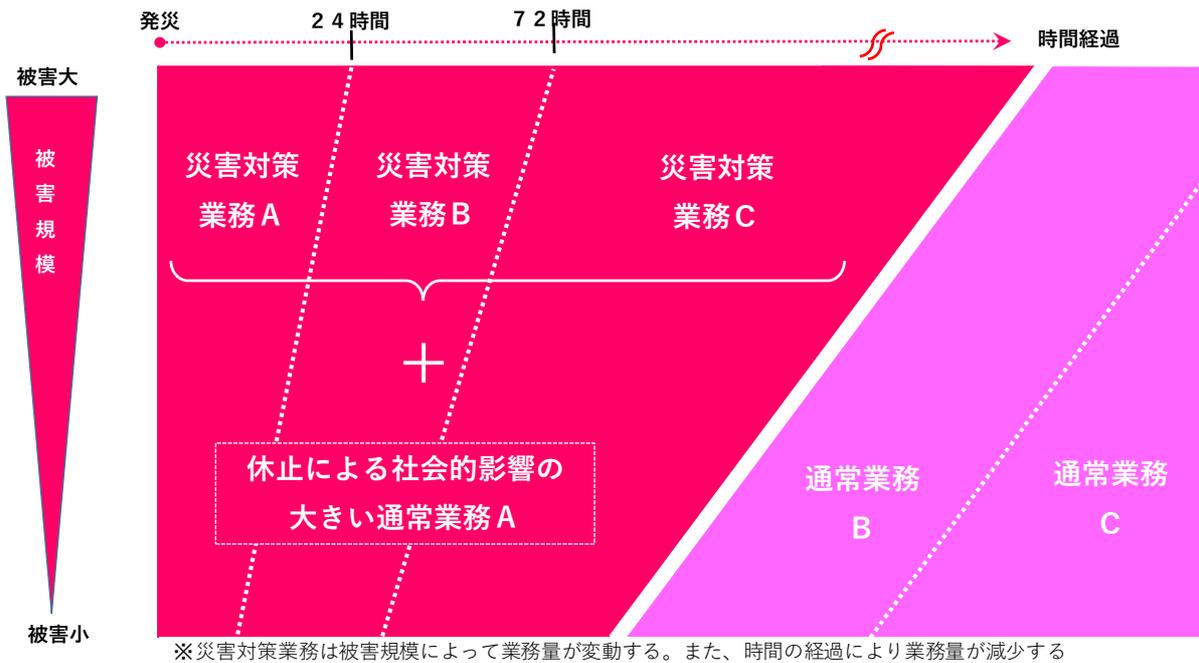


図3 被害規模と時間経過による非常時優先業務と通常業務の関係

図2のように発災時に通常業務の大部分を休止し、非常時優先業務に専念するが、それでもなお、人的・物的資源ともに圧倒的に不足することが予想される。災害時は限られた資源を有効に活用することが重要である。

2-6 確保できる資源が少ない場合の対応

災害規模により、確保できる人的・物的資源は大きく変動する。

人的資源は、職員自身または、家族の被災、あるいは交通インフラの停止等により、職員の参集状況等が大きく変わる。物的資源は、公共施設・設備等の機能維持状況や、被災地外からの物資調達等に大きな影響を受ける。

参考となる例としては、平成28年4月の熊本地震がある。

当時の記録として、地震発生から約1時間後の参集職員数は277人で参集割合は32%、約10時間後に参集職員数566人で参集割合70%を超えた状況である。(図4)

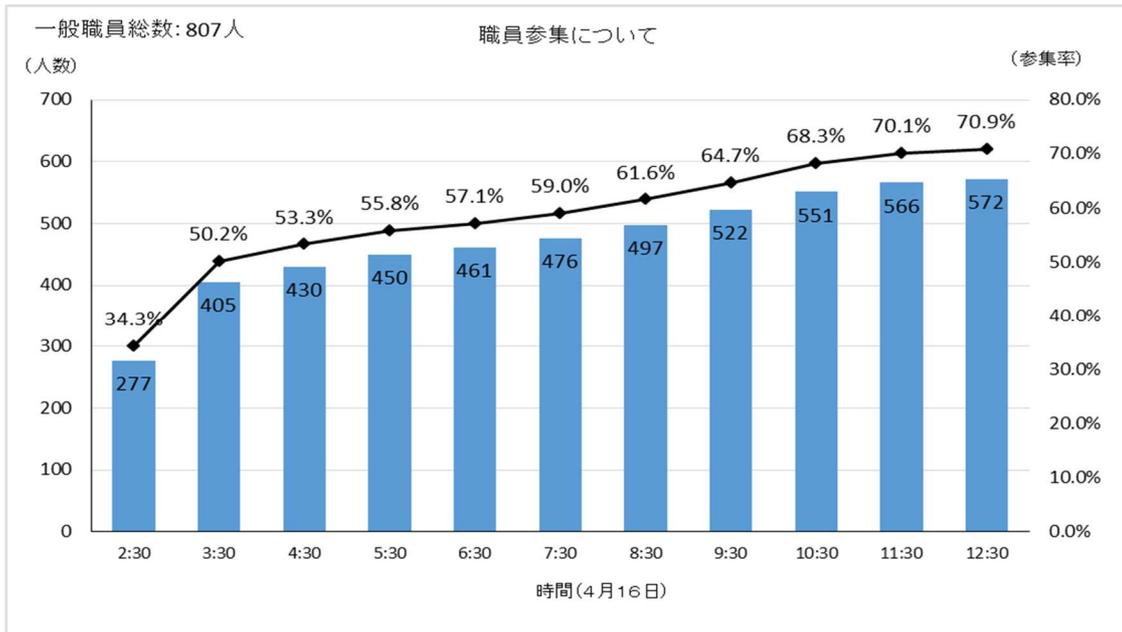


図4 職員参集人数及び参集率

確保できる資源が少なく、各種業務に計画通りのタイミングで着手することが困難になった場合には、原則として、そのとき可能な範囲で、優先度（緊急度）に応じて順に遂行していくこととする。（図5）

また、人的資源については、対策部ごとにばらつきが生じることも想定されるので、特に遅れの目立つ対策部については、他の対策部から人員を充てるなどの柔軟な対応をすることとし、その指示は、災害対策本部会議の決定を受けて、総務対策部が総合調整を行うこととする。（図5）

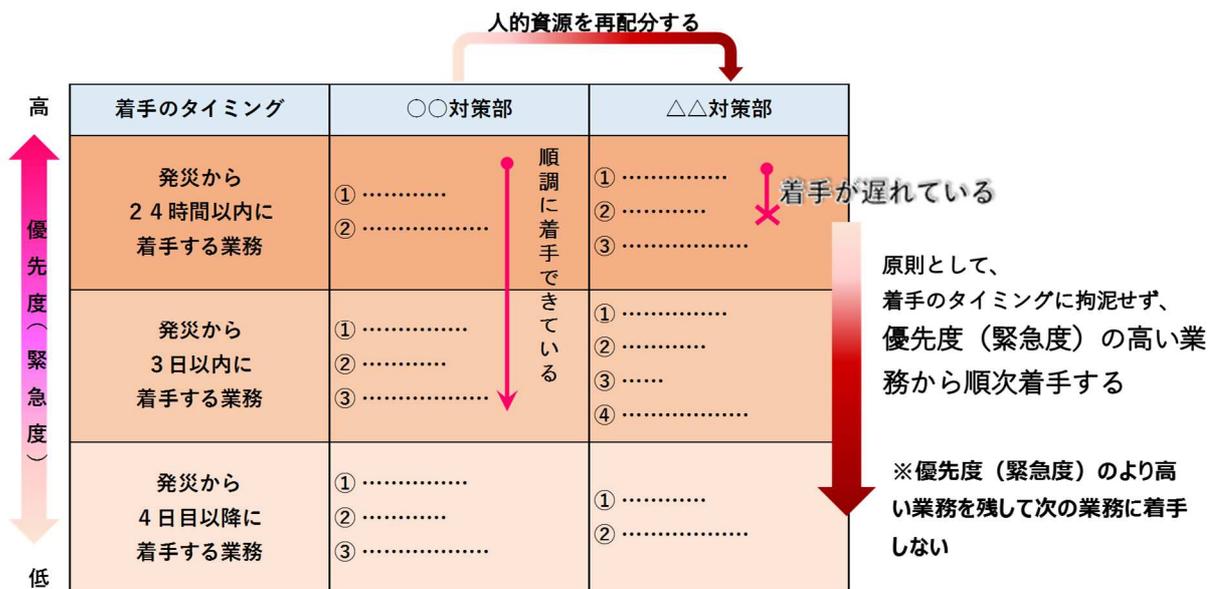


図5 資源が少ない場合の対応イメージ

2-7 各対策部の責務

大規模地震に限らず、災害対策本部が設置される規模の災害発生時（または災害発生が予測される場合）においては、各対策部が自律的に行動することが要求される。

防災担当課の人員は平常時の業務量に合わせて配置されており、本計画策定時点において課長級職員1名、係長2名のほか正規職員は6名である。その全員が無事に参集できる保証はなく、かつ、発災から一定時間が経過すれば、他の対策部職員と同様に交替体制を取る必要がある。つまり、災害対策本部に常駐できる防災担当職員は3名程度を見込むのが現実的である。

それに比して、対策部の数は12。緊急に着手すべき業務は無数にある。

各対策部における業務の指示、手順の教示、あるいは実働の補助などを防災担当職員に求めても、到底対応できないことを全職員が共通認識として持ち、各々が対策部長をトップとして指揮命令系統で自律的に行動することが、本計画を実効性あるものにする基礎の基礎である。

そして、平常時に防災活動に関心、無関係であっては、災害時にだけ自律的に災害対策業務を実施し、かつ実効性を発揮することはできない。

各対策部においては、平常時から、本計画の検証、見直し作業を通じて、「災害時、実際に自分が行動できるかどうか」という視点で防災体制を自らの手で構築していくことが重要である。

3 被害想定

3-1 想定する災害と被害想定

想定する災害は、本市における影響をうけると考えられている地震のうちの「南海トラフ巨大地震」、「別府湾地震」、「周防灘断層群地震」を想定とする。
 (大分県地震津波被害想定調査結果(平成25年3月) 参照)

(1) 具体的な被害想定の数値

○地震の揺れ・液状化による建物被害(棟)

災害種別	区分	地震の揺れ		液状化	
		全壊	半壊	全壊	半壊
南海トラフ	木造建物	101	426	90	129
	非木造建物	47	60	47	61
	合計	148	486	137	190
別府湾	木造建物	28,557	10,283	188	292
	非木造建物	1,712	2,928	120	156
	合計	30,269	13,211	308	448
周防灘	木造建物	-	0	-	-
	非木造建物	1	0	-	-
	合計	1	0	-	-

○津波による建物被害(堤防が機能しない場合)

災害種別	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水
南海トラフ	835	4,337	2,176	523
別府湾	1,449	2,420	943	234
周防灘	4	3	1	0

○急傾斜地崩壊による全壊被害(棟)

災害種別	倒壊棟数
南海トラフ	-
別府湾	25
周防灘	-

○出火件数(冬18時)

災害種別	全出火	炎上出火	消火	自然鎮火	延焼出火
南海トラフ	4	1	1	-	-
別府湾	233	214	17	126	71
周防灘	0	-	-	-	-

○焼失棟数（冬18時）南海トラフ・周防灘は出火の予測なし

災害種別	6 時間後		12 時間後		18 時間後		24 時間後		48 時間後	
	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率	棟数	率
別府湾	6,731	12.7	7,290	13.7	7,357	13.9	7,359	13.9	7,359	13.9

○ブロック塀倒壊件数

塀数	災害種別	倒壊件数
25,646	南海トラフ	1,409
	別府湾	7,267
	周防灘	14

○上水道の物的被害・機能支障

災害種別	被害数 (箇所)	被害率 (箇所/km)	断水率・影響人口							
			直後		1 日後		2 日後		7 日後	
			率 (%)	影響人口 (人)	率 (%)	影響人口 (人)	率 (%)	影響人口 (人)	率 (%)	影響人口 (人)
南海トラフ	25	0	23	27,773	13	15,567	12	14,705	11	13,886
別府湾	864	2	99	121,737	90	111,134	90	110,813	49	60,869
周防灘	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

○下水道施設の物的被害・機能支障

災害種別	被害量 (m)	影響人口 (人)
南海トラフ	33	665
別府湾	84	1,689
周防灘	0	0

○死傷者 (人) 冬18時 堤防が機能しない場合

災害種別	区分	死者	重篤者	重傷者	中等傷者
南海トラフ	建物崩壊	3	0	3	33
	津波	1,286	-	213	413
	斜面崩壊	-	-	-	-
	火災	0	0	0	0
	ブロック塀	0	0	3	6
	合計	1,289	0	219	452
別府湾	建物崩壊	877	11	56	960
	津波	3,360	-	278	539
	斜面崩壊	2	1	3	8
	火災	139	24	96	311

	ブロック塀	2	3	18	33
	合計	4,380	39	451	1,851
周防灘	建物崩壊	-	-	-	0
	津波	13	-	-	-
	斜面崩壊	-	-	-	-
	火災	-	-	-	-
	ブロック塀	0	-	-	0
	合計	13	-	-	0

○避難所生活者数（人）

災害種別	1日後		1週間後		1か月後	
	避難所	避難所外	避難所	避難所外	避難所	避難所外
南海トラフ	9,275	4,994	8,462	4,790	5,763	3,103
別府湾	71,975	38,756	69,286	37,516	66,884	36,014
周防灘	10	5	10	5	10	5

○長期的住機能支障（世帯）

災害種別	応急仮設住宅数（世帯）	応急仮設住宅からの移転先（世帯）			
		公営住宅	民間賃貸住宅	持家購入・建替	自宅改修・修理
南海トラフ	320	205	30	50	7
別府湾	9,752	6,241	926	1,531	224
周防灘	1	1	0	0	0

○帰宅困難者数（人） 合計：6,207人

大分市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市
2,856	126	30	55	56	16	39	78	841
宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	姫島村	日出町	九重町	玖珠町	県外
255	43	709	410	2	440	12	35	204

○要転院患者数（人）及び医療対応不足数（人）

	基礎データ				想定値		
	ICU 病床数	一般 病床数	外来 患者数	空床率	ライフライン による機能 低下率	医療機関 使用可能率	医療機関 建物被害率
南海トラフ	—	2,248	2,713	20%	4%	92%	8%
別府湾					40%	92%	8%
周防灘					0%	92%	8%
	基礎データ	想定値					
	入院患者数	死者数	医療機関 での死者数	重篤者数	重傷者数	中等傷者数	要転院 患者数
南海トラフ	1,804	1,290	0	1	219	453	104
別府湾		4,380	102	39	450	1,853	401
周防灘		13	0	—	—	0	73
医療需給過不足数					重篤者数	重傷者数	中等傷者数
				南海トラフ	-1	84	1,947
				別府湾	-141	-596	-345
				周防灘	0	350	2,494

○仮設トイレ需要量（人口 126,865）

災害種別	建物		ライフライン		下水道 処理人口 (人)	需要数	
	避難所 (人)	避難所外 (人)	避難所 (人)	避難所外 (人)		人数 (人)	基数 (基)
南海トラフ	5,763	3,103	3,511	1,891	79,820	7,973	80
別府湾	66,884	36,014	5,091	2,741		70,087	701
周防灘	10	5	—	—		10	0

○瓦礫発生量

		木造	非木造	津波	焼失	合計
南海トラフ	重量(トン)	23,419	36,383	119,200	19	179,021
	体積(m³)	44,497	21,830	226,497	36	292,842
別府湾	重量(トン)	1,700,303	792,001	130,291	40,918	2,663,513
	体積(m³)	3,230,575	475,201	247,554	77,744	4,031,073
周防灘	重量(トン)	12	210	289	—	511
	体積(m³)	22	126	549	—	697

○ごみ発生量（トン）南海トラフ

発災～3か月後			発災3か月後～半年後			発災半年後～1年後		
家庭ごみ	粗大ごみ	合計	家庭ごみ	粗大ごみ	合計	家庭ごみ	粗大ごみ	合計
1,438	1,304	2,472	1,423	605	2,028	1,423	461	1,884

○ごみ発生量（トン）別府湾

発災～3か月後			発災3か月後～半年後			発災半年後～1年後		
家庭ごみ	粗大ごみ	合計	家庭ごみ	粗大ごみ	合計	家庭ごみ	粗大ごみ	合計
8,764	7,948	16,712	8,673	3,688	12,362	8,673	2,808	11,481

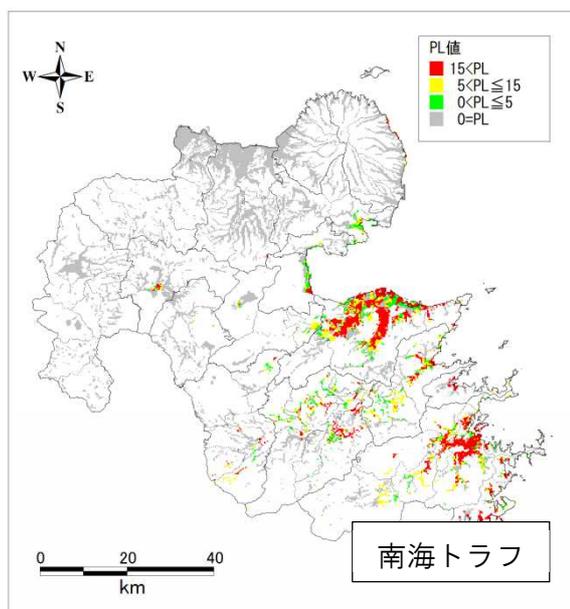
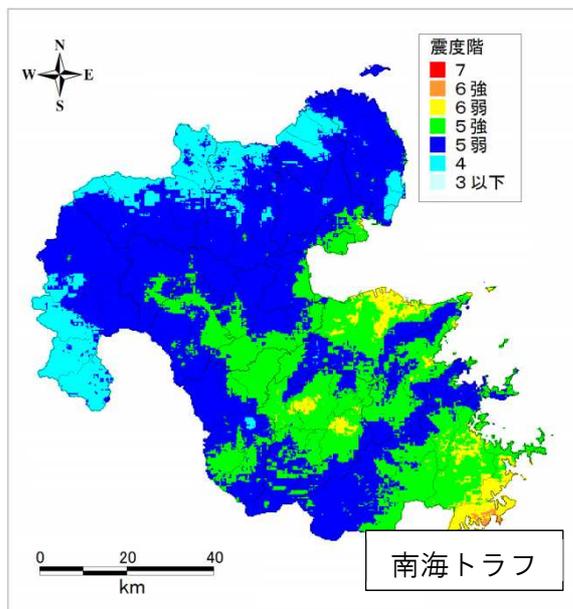
○ごみ発生量（トン）周防灘

発災～3か月後			発災3か月後～半年後			発災半年後～1年後		
家庭ごみ	粗大ごみ	合計	家庭ごみ	粗大ごみ	合計	家庭ごみ	粗大ごみ	合計
75	68	142	74	31	105	74	24	98

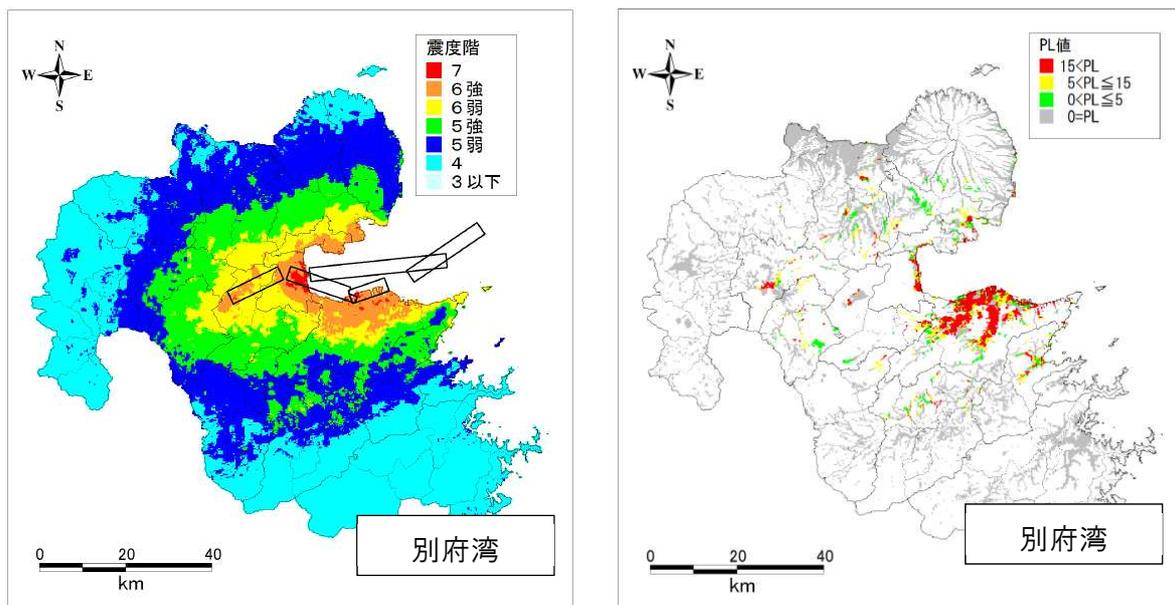
○孤立集落の発生箇所数

災害種別	農業集落（箇所）	漁業集落（箇所）
南海トラフ	-	-
別府湾	11	-
周防灘	-	-

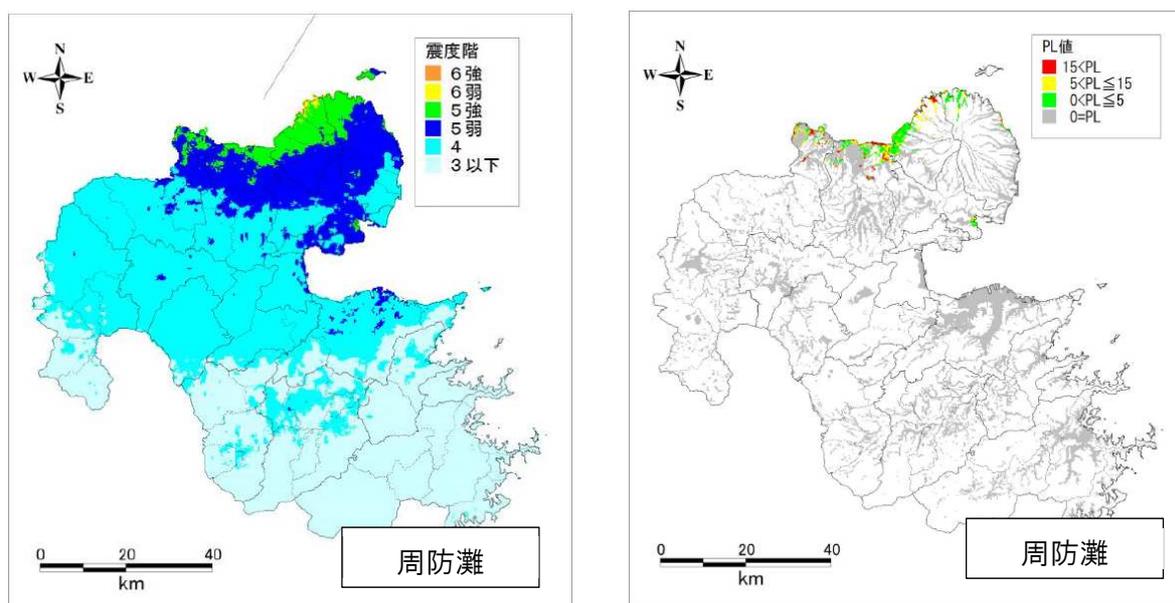
(2) - 1 南海トラフ地震による震度分布及び液状化危険度分布



(2) - 2 別府湾地震による震度分布及び液状化危険度分布



(2) - 3 周防灘断層群地震による震度分布及び液状化危険度分布



※ P L 値とは、地層全体の液状化可能性を表す指数のこと。値が大きいほど危険性が高い

(3) 南海トラフの巨大地震による津波等

災害種別	地点	最大津波高	1 m波高到達時間	最大津波高到達時間
南海トラフ	亀川東町	4.78m	85分	104分
	北的ヶ浜町	4.61m	85分	108分
別府湾	亀川東町	5.13m	30分	45分
	北的ヶ浜町	5.42m	24分	40分
周防灘	亀川東町	1.54m	-	88分
	北的ヶ浜町	1.41m	-	85分

(大分県津波浸水予測調査結果(平成25年1月)参照)

4 業務継続のための基盤の確保

4-1 指揮命令系統の確保

災害発生時は、多数の職員が事故等により不在となる可能性があることから、本計画を発動する事態になった場合に備え、あらかじめ職務代行順位等について整理しておき、責任者が不在の場合でも迅速に意思決定ができるようにしておく必要がある。災害対策本部は別府市災害対策本部条例及び災害対策初動マニュアルにより非常時優先業務を遂行することとなるが、災害対策本部において本部長（市長）の代行をする職務代理者については、下記のとおりとする。

組織系統については、資料1 災害対策本部組織系統図を参照

表1 本部長（市長）の職務代理者

代行順位第1位	代行順位第2位	代行順位第3位
第1副市長	第2副市長	総務部長
別府市副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序に関する規則による順序		

4-2 参集体制

災害発生時、職員は「別府市地域防災計画」による参集基準に基づき、参集連絡の有無に関わらず各職場へ参集する。

表2 参集基準

区分		体制	参集対象
地震 津波	震度4 津波注意報	災害対策連絡室 体制強化が必要な場合は災害対策警戒本部	連絡室要員 警戒本部要員
	震度5弱 津波警報	災害対策本部	対策本部（1次体制）
	震度5強	災害対策本部	対策本部（2次体制）
	震度6弱以上	災害対策本部	対策本部（3次体制） 全職員
風水害 大雨 洪水	気象警報発表 （波浪警報以外）	災害対策連絡室 体制強化が必要な場合は災害対策警戒本部	連絡室要員 警戒本部要員
	総合的な対策、 応急対策が必要	災害対策本部	対策本部（1次体制）
	現に災害発生、 相当な被害拡大予想	災害対策本部	対策本部（2次体制）
	特別警報 災害が特に甚大	災害対策本部	対策本部（3次体制） 全職員

4-3 拠点の確保（本庁舎使用不能の場合の措置）

本計画において想定している「南海トラフの巨大地震」においては、耐震化されている庁舎や施設等であっても、使用不能の状況に陥ることを想定しておかなければならない。

市災害対策本部は本庁舎に設置するが、万一、本庁舎が使用不能状態になった場合は、速やかに他庁舎等の状況を調査し、比較的状态の良い施設に本部を設置するものとする。

なお、代替候補施設については、複数を検討することとし、今後可能性のある施設と協議を行うこととする。

表3-1 災害対策本部代替候補施設

代替候補施設 1	代替候補施設 2	代替候補施設 3
別府市水道局	検討中	検討中

表3-2 市役所本庁舎及び代替候補施設の状況

施設の状況		別府市役所 本庁舎	別府市 水道局
災害種別	地震	○	○
	津波	○	○
	液状化	○	○
	洪水	○	○
	土砂災害	○	○
	火山	○	○
非常用発電機／燃料		・ 発電機 437.5KVA ・ 軽油 7,000L 38時間	・ 発電機 94KVA ・ 軽油 490L 20時間
通信機器		・ 車載局 31 ・ 可搬局 6 ・ 携帯局 7 ・ 災害時優先 電話6回線 ・ 県 IP 無線 1	・ 半固定
情報システム		○	一部有
水・食料		・ 備蓄倉庫× ・ 水× ・ 食料×	・ 備蓄倉庫× ・ 水○ ・ 食料×
簡易トイレ		○	○
事務機器・備品		○	一部有
同時被災の可能性		地震 火山	地震 火山

本庁舎が使用不能に陥るほどの状況であれば、同じ市内に位置する他の施設も同様の状況にある可能性が高いことから、全市的な状況を判断した上で本部設置場所を決定することとする。

4-4 執務環境の確保のための取組

地震発生時に非常時優先業務を遂行するためには、執行体制の確保とともに、本庁舎をはじめとした非常時優先業務の遂行拠点となる施設の安全性の確保や、関係機関等との連絡手段の確保など、職員の執務環境が適切に整備される必要がある。

4-4-1 什器等の転倒防止

庁舎内に設置している書類棚、OA機器、ロッカー等の転倒による職員や来庁者の安全や避難ルートの確保を図るため、什器等の転倒防止対策を推進するとともに、転倒した場合においても、人的被害が軽減できるようなレイアウト等を工夫するものとする。

また、新たに什器等を導入する場合には、導入時に転倒防止措置を講じるものとする。

4-4-2 庁舎等の耐震性等の向上

公共建築物の災害リスクを把握し、必要な耐震性等の向上のため、庁舎の電気・空調設備等の機能確保について検討するものとする。

4-4-3 情報システム等記録の維持

地震発生時、揺れによるサーバーマシンの転倒や停電等により情報システムに支障をきたす恐れがある。そこで非常時優先業務及び停止による社会的影響の大きい業務継続に必要なデータ等を事前に把握し、それらの保護及びバックアップの準備を行うとともに、情報システムの機能が停止した場合に備える。

また、津波浸水域に重要文書等の保管を行っている場合は、浸水域外の施設への移動を行うものとする。

4-4-4 情報通信網の寸断・輻輳に備えた対応

災害時の情報通信網の寸断・輻輳に備え、電話以外の通信手段を検討する。特に非常時優先業務の継続のために必要な連絡先がある場合は、必ず、電話連絡だけでなく、メールアドレスなどの複数の連絡手段を確保しておくものとする。

4-4-5 出先機関の取組

多くの市民が利用している出先機関については、施設ごとに発災時の業務継続のための計画策定や避難誘導経路の確認、必要な資機材の準備などの検討を行うものとする。

4-5 職員のケアの確保

予防的災害対策は、被災者・避難者のケアに重点が置かれがちであるが、災害現場の第一線で活動する職員の体調維持に関わるケアが同様に重要であることは言うまでもない。

体調維持に関わるケアは、飲料水と食料の確保、衛生環境の確保、休息の確保の3つの視点で進める。

4-5-1 飲料水と食料の備蓄

必要数は、水：1人1日3ℓ（500ml ペットボトル6本）、食糧：1人1日2食とし、発災後3日分を確保することを目標とする。ただし、発災後1日目から全職員が出勤できるとは到底考えられないため、出勤割合を1日目：5割、2日目：7割、3日目：9割と想定して全職員に乗じて算定することとする。

なお、水・食糧については数年に分けて計画的に購入し、目標数に達した翌年から更新を行うことを検討する。併せて備蓄場所の検討も行う。

また、被災状況によっては災害対応の長期化も予想されるため、平常時から個人備蓄を行うことを推奨する。特に、持病薬など個人事情により必要となる者は職員自ら備蓄するよう啓発する。

4-5-2 トイレ関係の備蓄

庁舎及び施設等においては、災害時の生活用水を確保できる状況にないため、水を必要としないトイレ対策が必要であることから、特に重要な拠点で、初動期から多数の職員が活動する庁舎・施設について、マンホールトイレ等の整備を行うことを検討する。マンホールトイレの整備までは、使い捨て型の簡易トイレを備蓄・配備する。（本庁舎・消防本部・水道局については配備済）

表4 職員参集割合想定と備蓄想定

発災からの経過日数	出勤割合	出勤人数	必要数		
			食糧(2食/日)	水(6本/日)	トイレ(5回/日)
1日目	5割	500人	1,000食	3,000本	2,500個
2日目	7割	700人	1,400食	4,200本	3,500個
3日目	9割	900人	1,800食	5,400本	4,500個
目標数			4,200食	12,600本	10,500個

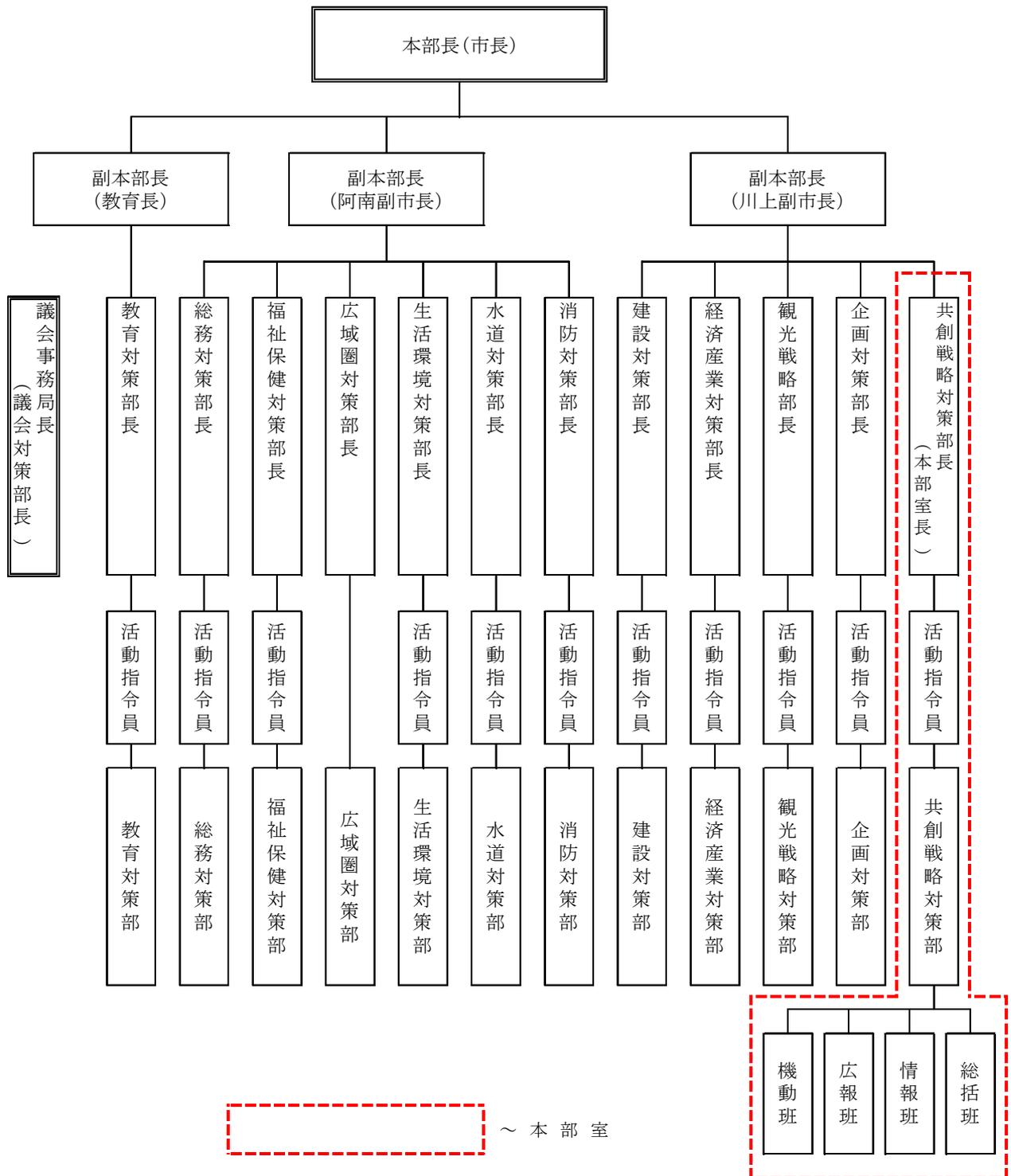
※職員1,000人で算出

4-5-3 休息の確保

本庁舎においては、本庁舎内、若しくは近隣施設において男性職員、女性職員それぞれに休息場所・仮眠場所を確保するように努める。

発災直後は職員総動員で災害対策に当たるとしても、長期的に体力を維持するためには、可能な限り早い時期に勤務体制の2交替、3交替制を確保していくことが重要であるため、本計画において適切な時期にこれらの項目を盛り込む。

(別紙 1) 災害対策本部組織系統図



（別紙 2） 災害対策業務及び着手時期

共創戦略対策部

○共創戦略対策部 総括班

対策部	対策班	課名	業務名	1 時間	3 時間	12 時間	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	全ての部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	災害対策本部の設置、運営及び解散に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	本部の庶務に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	本部会議に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	避難勧告等の事務に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	各対策部との総合調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	大分県被災者台帳システムの統括に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	被災者及び災害・被害状況等の県への報告に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	防災行政無線の管理、運営及び保管に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	県、警察、自衛隊、その他関係機関との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	気象、警報等の收受及び伝達に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	避難行動要支援者名簿の配布準備に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	災害救助法の適用に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	警戒区域の設定に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	緊急通行車両の確認申請に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	県、他市町村への応援要請に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	自衛隊への災害派遣要請に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	水防活動に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	他の部・班の分掌に属さない事項に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	その他、本部室長の指定する事務に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	本部会議の記録に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	公共交通機関情報に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	各課及び市民等からの災害情報の受理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	災害情報及び対応処理等の記録及び集計に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	災害情報及び対応処理等の掲示に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	避難所等の ICT 整備等に関する事。	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降
共創戦略対策部	総括班	防災危機管理課	災害対策本部の予算及び経理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日 以降

○共創戦略対策部 情報班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	自治振興課	所管施設等の被害調査及び庁内外施設の被害情報収集に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	自治振興課	各課及び市民等からの災害情報の受理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	自治振興課	避難行動要支援者名簿の配布に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	自治振興課	被災住民からの相談に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	自治振興課	自治会（自主防災組織含む）との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	公民連携課	所管施設等の被害調査及び庁内外施設の被害情報収集に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	公民連携課	各課及び市民等からの災害情報の受理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	公民連携課	避難行動要支援者名簿の配布準備に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	公民連携課	被災住民からの相談に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	公民連携課	自治会（自主防災組織含む）との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	情報推進課	災害情報通信手段の確保に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	情報推進課	庁内ネットワークに関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	情報推進課	被災者支援システムの運用補助	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	情報班	情報推進課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○共創戦略対策部 広報班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	広報班	秘書広報課	報道機関への情報提供等連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	広報班	秘書広報課	気象情報、災害、被害状況の市民等への広報、情報発信に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	広報班	秘書広報課	災害・被害状況の撮影及び保管に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	広報班	秘書広報課	本部長及び副本部長の秘書及び特命に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	広報班	秘書広報課	災害地視察に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	広報班	秘書広報課	災害視察者及び見舞者の応接に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○共創戦略対策部 機動班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	議事総務課	議会との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	議事総務課	共創戦略対策部長の指定する事務に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	議事総務課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	選管事務局	共創戦略対策部長の指定する事務に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	選管事務局	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	監査事務局	共創戦略対策部長の指定する事務に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
共創戦略対策部	機動班	監査事務局	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

総務対策部

○総務対策部 総務班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	災害関係文書の受理、配布及び発送に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	全ての部内の所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	部内所管施設等の災害情報収集に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	庁舎及び所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	電気、ガス等ライフライン事業者との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	来庁者及び職員の安全確保、負傷者の救護に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	災害応急対策時の庁内集中管理車両の配備及び運行に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	緊急輸送用車両の借上に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	災害時の輸送に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	総務課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	職員課	職員配置の調整（職員の応援要請等）に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	職員課	他機関及び他の自治体からの応援要請に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	職員課	職員の参集及び安否確認の集約に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	職員課	職員の給与・給食及び医療等厚生に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	職員課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	契約検査課	食糧等非常用品の購入に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	契約検査課	燃料の確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	契約検査課	防災応急対策用資機材等の購入に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	契約検査課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	会計課	災害復旧に要する資金の調達に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	会計課	物品出納及び会計に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	会計課	避難所の統括の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	総務班	会計課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○総務対策部 税務班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	市民税課	災害による市税の減免及び猶予に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	市民税課	り災証明書の受付等に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	市民税課	り災証明書の被害認定調査に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	市民税課	り災証明書の発行に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	市民税課	避難所の統括の協力に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	市民税課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	災害による市税の減免及び猶予に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	り災証明書の発行等に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	り災証明書の発行に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	被災納税者の税の相談に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	り災証明書の被害認定調査に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	避難所の統括の協力に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	資産税課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	債権管理課	り災証明書の発行等に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	債権管理課	被災納税者の税の相談に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	債権管理課	り災証明書の被害認定調査に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	債権管理課	避難所の統括の協力に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
総務対策部	税務班	債権管理課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

企画対策部

○企画対策部 復興政策班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	総合政策課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	総合政策課	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	総合政策課	各対策部の復興・復旧対策の統制に関すること。	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	総合政策課	各対策部の復興計画の統制に関すること。	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	総合政策課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	財政課	各対策部の復興・復旧対策の統制に関すること。	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	財政課	各対策部の復興計画の統制に関すること。	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	財政課	災害対策本部の予算及び経理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	財政課	災害復旧等の財政措置、資金調達に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	復興政策班	財政課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○企画対策部 情報推進班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	情報推進班	情報推進課	災害情報通信手段の確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	情報推進班	情報推進課	庁内ネットワークに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	情報推進班	情報推進課	被災者支援システムの運用補助	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
企画対策部	情報推進班	情報推進課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

福祉保健対策部

○福祉保健対策部 救護支援班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	被災者の救護に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	避難行動要支援者名簿の配布に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	民生・児童委員との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	日本赤十字社及び社会福祉関係団体との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	遺体の収容及び埋葬に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	災害ボランティアセンターに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	その他、ボランティア活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	社会福祉協議会との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	被災者に対する食料確保及び炊き出しに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	備蓄物資等の管理、配分に関すること (避難所開設に伴う事前配分含む)	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	義援金等の受付、配分、管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	災害弔慰金等の支給に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	福祉政策課	その他被災者に対する援護措置に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	遺体の収容及び埋葬に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	災害ボランティアセンターに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	その他、ボランティア活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	被災者に対する食料確保及び炊き出しに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	備蓄物資等の管理、配分に関すること (避難所開設に伴う事前配分含む)	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護支援班	ひと・くらし支援課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○福祉保健対策部 救護福祉班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	障害福祉課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	障害福祉課	避難行動要支援者（障がい者等）の被害情報収集及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	障害福祉課	福祉避難所が開設された場合の要配慮者避難に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	障害福祉課	障害者福祉施設との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	障害福祉課	備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	障害福祉課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	園児の安全確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	臨時保育園の開設に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	保育園、保護者との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	生活必需品等の手配依頼	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	児童福祉施設との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	子育て支援課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	高齢者福祉課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	高齢者福祉課	避難行動要支援者（高齢者等）の被害情報収集及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	高齢者福祉課	福祉避難所が開設された場合の要配慮者避難に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	高齢者福祉課	高齢者福祉施設との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	高齢者福祉課	備蓄物資等の管理、配分の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	救護福祉班	高齢者福祉課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○福祉保健対策部 衛生医療班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	医療機関及び救護所等での負傷者等の確認・報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	医療機関（医師会）への応援要請・受入れ体制に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	医療機関等の被害状況の調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	被災者に対する医療、救護及び助産に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	要配慮者の判別に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	救護所の設置、運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	救急医薬品及び医療資器材等の確保、供給に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	広域医療搬送の情報収集に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	被災者への健康相談、健康診断、保健指導、心のケアに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	被災者の栄養状態調査、栄養相談、栄養指導に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	感染症予防（臨時予防接種等）の実施に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	その他衛生に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
福祉保健対策部	衛生医療班	健康づくり推進課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

生活環境対策部

○生活環境対策部 避難所班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	市民課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	市民課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	市民課	避難所の統括に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	市民課	被災者支援システムの運用（避難者収容状況の把握と名簿作成）に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	市民課	出張所との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	市民課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	人権同和教育啓発課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	人権同和教育啓発課	市民課の応援に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	人権同和教育啓発課	人権教育の関係機関及び団体との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	避難所班	人権同和教育啓発課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○生活環境対策部 環境班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	し尿処理施設内の保安管理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	災害時の仮設トイレの設置に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	広域圏事務組合との連絡調整について	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	被災地域の環境衛生に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	清掃作業に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	災害時における病害虫の発生予防に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	災害時における廃棄物の処理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	災害応急対策時における清掃車両の応援出動に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	被災地域のし尿処理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	埋立施設の保安管理に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	環境課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	保険年金課	被災者の保険年金に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	保険年金課	避難所の統括の協力に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
生活環境対策部	環境班	保険年金課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

広域圏対策部

○広域圏対策部 広域圏班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
広域圏対策部	広域圏班	広域圏事務局	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
広域圏対策部	広域圏班	広域圏事務局	藤ヶ谷清掃センター内の保安管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
広域圏対策部	広域圏班	広域圏事務局	被災可燃ごみの焼却に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
広域圏対策部	広域圏班	広域圏事務局	遺体の火葬に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

観光戦略対策部

○観光戦略対策部 観光班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	観光課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	観光課	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	観光課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	観光課	観光客の避難対策・支援対策及び被災情報収集に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	温泉課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	温泉課	温泉施設の点検管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	温泉課	温泉施設の応急復旧計画及び対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	温泉課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	文化国際課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	文化国際課	外国人の避難対策・支援対策及び被災情報収集に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	文化国際課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
観光戦略対策部	観光班	文化国際課	多言語支援センターの設置に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

経済産業対策部

○経済産業対策部 経済班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	産業政策課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	産業政策課	商工業関係の災害情報収集に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	産業政策課	商工業関係の災害応急対策並びに復旧計画に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	産業政策課	商工業関係団体との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	産業政策課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	公営競技事務所	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	公営競技事務所	競輪（場外含む）の開催の可否に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	経済班	公営競技事務所	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○経済産業対策部 農林水産班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農林水産課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農林水産課	農林水産関係の災害情報収集に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農林水産課	農林水産関係の応急対策並びに復旧計画に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農林水産課	農林水産関係団体との連絡調整に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農林水産課	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農業委員会事務局	農林水産課の応援に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
経済産業対策部	農林水産班	農業委員会事務局	指示された避難所の設置・管理・運営に関する事	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

建設対策部

○建設対策部 建設班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	建設・土木業者との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	宅地等の応急危険度調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	災害応急仮設住宅の建設に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	災害復興住宅に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市政策課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市整備課	道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物等に関する被害状況の調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市整備課	道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物関係の応急対策並びに復旧計画に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	都市整備課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	災害危険予想地域の警戒、監視に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	河川・港湾及び市街地等の警戒、監視に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物等に関する被害状況の調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	緊急輸送道路等交通の確保	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	交通規制に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	生活に支障をきたしている障害物の除去に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	災害対策用資機材及び重機等の調達、確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	水防活動の総括に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	河川・港湾及び市街地等の応急危険度調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	道路河川課	道路、橋梁、河川、堤防、土木工作物関係の応急対策並びに復旧計画に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	公園緑地課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	公園緑地課	公園用地の活用に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	施設整備課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	施設整備課	住宅等の災害による応急危険度調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	施設整備課	住家等の被害認定調査の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	施設整備課	災害応急仮設住宅の建設に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	施設整備課	災害復興住宅に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	施設整備課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

【災害対策業務及び着手時期】

建設対策部	建設班	下水道課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	下水道課	下水道施設の応急対策及び復旧計画に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	下水道課	その他下水道に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	下水道課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	住宅等の災害による応急危険度調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	住家等の被害認定調査の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	損壊住宅応急対策の助言に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	民間施設の助言に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	被災者の建築相談に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	市営住宅等の市有建築物の応急対策並びに復旧計画に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	公営住宅（災害用）の一時使用に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	災害応急仮設住宅の建設に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	災害復興住宅に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
建設対策部	建設班	建築指導課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

教育対策部

○教育対策部 教育班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	部内所管施設等の災害情報収集と総務課への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	避難所の指定を受けている小中学校の管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	避難所の開設及び運営への協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	その他文教対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	県教育委員会との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	教育政策課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	園児、児童、生徒の被災調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	園児、児童、生徒の安全確保、避難、救護に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	災害時における教職員の確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	被災園児、児童、生徒に対する学校教育及び保健管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	小中学校の応急教育に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	教科書その他学用品の調達及び配給に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	保護者との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	学校教育課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	社会教育課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	社会教育課	避難所の指定を受けている地区公民館等の管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	社会教育課	避難所の開設及び運営への協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	社会教育課	史跡・文化財の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	社会教育課	社会教育施設等の利用者の避難誘導及び安全確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	社会教育課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	避難所の指定を受けている体育館等の管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	避難所の開設及び運営への協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	学校給食共同調理場での炊き出しに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	単独調理場での炊き出しに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	被災園児、児童、生徒に対する保健管理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
教育対策部	教育班	スポーツ健康課	指示された避難所の設置・管理・運営に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

水道対策部

○水道対策部 水道班

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	総務課 (管理課)	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	総務課 (管理課)	部内所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	総務課 (管理課)	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	総務課 (管理課)	物資の確保に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	総務課 (管理課)	資金の調達に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	応急給水に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	市民からの問合せに関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	広報車やビラ配布などによる情報提供に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	給水等の広報に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	給水車等への充水作業に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	飲料水兼用型耐震性貯水槽の給水口の設置に関する こと	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	営業課	給水拠点への飲料水の運搬に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	水道施設の復旧作業に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	浄水施設の監視及び運転に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	水質トラブルの現地調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	水質情報の収集及び水質検査体制の確立に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	水道工事業者との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	配水調整の立案に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課	復旧対策の計画及び立案に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課 (配水課)	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課 (配水課)	応急復旧工事に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
水道対策部	水道班	工務課 (配水課)	水道工事業者との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

消防対策部

○消防対策部 消防本部

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	庶務課	部内所管施設等の災害情報収集と本部への報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	庶務課	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	庶務課	消防団（水防団含む）との連絡調整に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	庶務課	防災活動に必要な資機材等の調達に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	庶務課	消防団（水防団含む）の活動記録及びその報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	庶務課	その他、庶務に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	部業務の統括	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	気象予報等の収集及び伝達に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	災害現場の掌握と災害活動方針に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	救急、救助に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	消防水利に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	消防対策部の活動記録に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	他市からの受援に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	火災の調査及びその他災害調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	遺体及び行方不明者の捜索に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	り災証明の発行等に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	警防課	その他、警防に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	予防課	被害情報全般の収集及び報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	予防課	人的被害（家屋等）の被害状況調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	予防課	ライフライン等の被害状況調査に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	予防課	市民広報活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	予防課	報道機関等発表用資料の作成に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防本部	予防課	その他、予防に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

【災害対策業務及び着手時期】

○消防対策部 消防署

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	災害危険予想地域の警戒、監視に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	災害の警戒及び防ぎよ活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	災害時における危険物の処理に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	救急、救助活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	災害の活動記録及び報告に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	緊急避難及び避難誘導に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	参集員の受付及び応援部隊の編成に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	火災その他災害の調査及び応援に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	交替要員等の輸送に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	中隊長	その他、消防業務に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	指令室長	災害通信及び指令に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	指令室長	無線統制に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	指令室長	通信施設及び非常電源の保全に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防署	指令室長	その他、通信業務に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

○消防対策部 消防団

対策部	対策班	課名	業務名	1時間	3時間	12時間	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	所管施設等の被害調査及び応急対策に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	災害の警戒及び防ぎよ活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	救急、救助活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	管内住民への広報活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	緊急避難及び避難誘導に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	避難所開設の協力に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	水防活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降
消防対策部	消防団	団本部各分団	その他災害活動に関すること	1	3	12	1日	2日	3日	4日以降

(別紙3) 通常業務の優先再開レベル

総務部

総務課

区分	業務
A	市庁舎の維持管理及び事務室の配置に関する事。 (維持管理関係)
A	庁内放送、電話、案内等に関する事。 (電話関係)
B	議会の招集、提出案件及び議決事件の調整に関する事。
B	訴訟の総合調整に関する事。
B	他の課に属しない不服申立て、和解及び調停に関する事。
B	行政手続に関する事。
B	庁用自動車等の運行管理 (特定課所属分を除く。) 及び整備管理等に関する事。 (タクシーチケット関係以外)
B	安全運転に関する事 (特殊者・大型車の運転関係。)
B	他の課の所属に属しない財産の取得、管理及び処分に関する事。 (財産管理関係)
C	条例、規則、令達等の制定及び改廃の審査に関する事。
C	市例規集の編さん、加除及び配布に関する事。
C	諸法令の調査研究に関する事。
C	別府市、別府速見地域広域市町村圏事務組合公平委員会に関する事。
C	別府市固定資産評価審査委員会に関する事。
C	文書の收受、発送、編さん及び保存に関する事。
C	公印の保管に関する事。
C	公告式に関する事。
C	公文書の公開に関する事。
C	情報公開に関する事。
C	別府市情報公開審査会に関する事。
C	個人情報保護制度に関する事。
C	別府市個人情報保護審議会に関する事。
C	市庁舎の維持管理及び事務室の配置に関する事。 (維持管理関係以外)
C	庁内放送、電話、案内等に関する事。 (案内、電話交換、各課受付、固定電話、携帯電話関係)
C	財産の火災共済その他損害保険に係る総合調整に関する事。
C	委託業務に係る指名業者の登録に関する事。
C	庁用自動車等の運行管理 (特定課所属分を除く。) 及び整備管理等に関する事。 (タクシーチケット関係)
C	安全運転に関する事 (特殊者・大型車の運転を除く。)
C	自動車共済及び交通事故に関する事。
C	財産の総括及び財産に関する市長の総合調整権に関する事。
C	普通財産の管理、活用及び処分並びに財産の登記に関する事 (各部の所掌に属するものを除く。)
C	防衛施設に係る連絡調整及び基地周辺整備事業に関する事。
C	市の境界に関する事。 (境界立会及び土地測量等関係)
C	未利用市有地の調査及び活用策の検討に関する事。 (財産活用推進会議関係)
C	各課等の分掌事務のうち、協議により総合案内において処理することとなった事務に関する事。
C	市民サービスの改善に関する事。

職員課

区分	業務
B	職員の給与、その他勤務条件に関する事
B	職員の退職後の恩給、年金等に関する事
B	働き方改革に関する事(職員の衛生管理及び安全管理に関する事)
C	職員の人事に関する事
C	職員の給与、その他勤務条件に関する事(給与制度の調査計画(給与実態調査)に関する事)
C	職員の給与、その他勤務条件に関する事(人事行政の運営・給与定員管理の公表に関する事(給与部分))
C	職員の給与、その他勤務条件に関する事(別府市特別職報酬等審議会に関する事)
C	働き方改革に関する事

契約検査課

区分	業務
B	物品の購入、入札、契約及び検収に関する事。
B	予定価格が130万円を超える工事の設計審査に関する事。
B	予定価格が130万円を超える工事の検査に関する事。
B	予定価格が130万円を超える工事及び予定価格が50万円を超える工事に係る委託業務の入札及び契約に関する事。
C	不用物品の処分に関する事。
C	物品の出納保管、管理及び修理に関する事。
C	物品取扱業者の登録に関する事。
C	予定価格が50万円を超える工事に係る委託業務の設計審査に関する事。
C	建設業者の登録に関する事。
C	別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会に関する事。

市民税課

区分	業務
B	軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定に関する事。(脱税検査並びに犯則取締りに関する事以外)
B	市税の諸証明に関する事。
B	市県民税の賦課及び調定に関する事。
B	市県民税の賦課に関する審査請求に関する事(犯則取締りに関する事以外)
B	法人の市民税に関する事。(賦課調定に関する事)
C	市税(国民健康保険税を除く。)の総合調整及び調査研究に関する事。
C	軽自動車税、市たばこ税、鉱産税及び入湯税の賦課調定に関する事。(脱税検査並びに犯則取締りに関する事)
C	市県民税の賦課に関する審査請求に関する事(犯則取締りに関する事)
C	法人の市民税に関する事。(賦課調定に関する事以外)
C	その他市県民税に関する事。

資産税課

区分	業務
B	資産税の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること（審査申出・異議申立・訴訟、土地評価資料に関すること）
B	土地・家屋・償却資産課税台帳、土地・家屋補充課税台帳及び地図の整理及び閲覧に関すること（閲覧に関すること）
B	固定資産税の諸証明等に関すること（総合行政システム・GISその他システム、仮評価に関すること以外）
B	固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること（固定資産税又は固定資産の減免・非課税・損耗、納税通知書の発送・公示送達、建替特例・罹災特例に関すること）
C	資産税の調査、評価、賦課、調定、審査請求及び犯則取締りに関すること（審査申出・異議申立・訴訟、土地評価資料に関すること以外）
C	土地・家屋・償却資産課税台帳、土地・家屋補充課税台帳及び地図の整理及び閲覧に関すること（閲覧に関すること以外）
C	固定資産税の諸証明等に関すること（総合行政システム・GISその他システム、仮評価に関すること）
C	固有資産等所在市町村交付金に関すること
C	固定資産税の諸届処理、諸報告及び通知に関すること（固定資産税又は固定資産の減免・非課税・損耗、納税通知書の発送・公示送達、建替特例・罹災特例に関すること以外）

債権管理課

区分	業務
B	督促状の発付に関すること。
B	過誤納金の還付又は充当に関すること。
B	徴収金の窓口収納に関すること。
B	市税及び県民税の滞納の徴収に関すること。
B	徴収猶予に関すること。
B	徴収嘱託及び受託に関すること。
B	財産差押処分に関すること。債権差押及び解除に関すること（預金・給与・生命保険・年金、国税還付金関すること）
B	その他債権管理に関すること。（文書の收受発送、照会・回答に関すること以外）
C	債権管理事務の総合的な企画に関すること。
C	財産差押処分に関すること。債権差押及び解除に関すること（預金・給与・生命保険・年金、国税還付金関すること以外）
C	差押財産の保管及び公売に関すること。
C	交付要求及び繰上徴収に関すること。
C	滞納処分の停止及び欠損処分に関すること。
C	換価の猶予に関すること。
C	私債権に係る回収及び連絡調整に関すること。
C	その他債権管理に関すること。（文書の收受発送、照会・回答に関すること）

企画部

総合政策課

区分	業務
C	総合計画の策定及び進行管理に要すること
C	行政会議に関すること
C	地方分権に関すること
C	組織及び機構に関すること
C	別枠速見地域広域市町村圏事務組合との連絡調整に関すること
C	交通体系の整備促進に関すること
C	国際特別都市連盟に関すること
C	行財政健全化推進に関すること
C	行政評価に関すること
C	職員の提案に関すること
C	大学連携に関すること
C	政府機関の地方移転に関すること
C	その他地方創生に関すること

財政課

区分	業務
C	市の財政全般の計画及び調整に関すること。
C	予算の編成執行計画の樹立に関すること。
C	市債、一時借入金及び運用金に関すること。
C	収入及び支出命令に関すること。
C	地方交付税に関すること。
C	財政状況の公表に関すること。
C	基金の管理に関すること。
C	予算の執行に係る市長の調整権当に関すること。
C	決算に係る主要な施策の成果説明書類等の調査に関すること。
C	財務統計に関すること。
C	その他財務に関すること。

情報推進課

区分	業務
A	電子計算機及び附属機器並びにネットワークシステムの管理運用に関すること
A	電子計算機器に係るデータの保護及び管理に関すること
B	情報セキュリティに関すること
C	電子計算事務の調査及び企画に関すること
C	システム設計、構築及び管理に関すること
C	行政事務情報化の推進に関すること
C	市の情報システム開発委託業務に係る指名業者の登録並びに入札及び契約に関すること
C	高度情報化に関すること

【通常業務の優先再開レベル】

- | | |
|---|-------------------|
| C | 地域情報化の推進に関する事 |
| C | 基幹統計調査に関する事 |
| C | 統計刊行物の編集及び発行に関する事 |
| C | 他の課に属しない統計調査に関する事 |

観光戦略部

観光課

区分	業務
B	観光資源の保護及び開発並びに課の所管に属する施設の維持管理に関する事（通信関係）
C	観光に係る総合的な戦略に関する事
C	観光に係る調査統計及び観光情報に関する事
C	観光資源の保護及び開発並びに課の所管に属する施設の維持管理に関する事（施設関係）
C	観光宣伝及び観光客の誘致に関する事
C	祭り及びイベントの調整及び実施に関する事
C	観光関係機関の活用及び連携強化に関する事
C	別府ブランドの推進に関する事
C	B-biz LINK 内における観光部門に関する事

温泉課

区分	業務
A	市営温泉の維持管理及び運営に関する事（災害の復旧に係る事）
A	泉源及び給湯施設の維持管理に関する事（災害復旧に関する事）
B	市有温泉に関する事
B	市営温泉の維持管理及び運営に関する事
B	温泉使用料、貸付金等に関する事
B	温泉に係る施設の使用及び温泉に係る財産の貸付けに関する事（財産の許可等に関する事）
B	泉源及び給湯施設の維持管理に関する事（通常業務に関する事）
B	泉源及び給湯の工事の設計、施工、監督、検査及び契約に関する事（緊急工事に関する事）
C	温泉政策の企画立案に関する事
C	温泉利用の基本方針に関する事
C	温泉事業の開発の計画及び調整に関する事
C	温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）その他の関係法令に関する事
C	温泉の集中管理の計画及び実施に関する事
C	温泉の適正な利用に関する事
C	地下水の採取の指導に関する事
C	温泉の公害及び苦情に関する事
C	市営温泉の維持管理及び運営に関する事（通常の業務に関する事）
C	温泉に係る施設の使用及び温泉に係る財産の貸付けに関する事（資料作成に関する事）
C	泉源及び給湯の工事の設計、施工、監督、検査及び契約に関する事（計画工事に関する事）

文化国際課

区分	業務
A	留学生等外国人住民に関する事（災害時の情報発信等に関する事）
C	国際化に係る総合的な企画及び調整に関する事
C	年提携及び国際親善に関する事
C	姉妹都市等に関する事

【通常業務の優先再開レベル】

- | | |
|---|---------------------------------|
| C | 別府市国際交流会館に関する事 |
| C | 留学生等外国人住民に関する事（災害時の情報発信以外に関する事） |
| C | 海外との渉外に関する事 |
| C | その他文化振興に関する事 |
| C | 国際スポーツキャンプ誘致に関する事 |

経済産業部

産業政策課

区分	業務
A	商工団体に関すること。
B	別府市公設地方卸売市場に関すること。
C	産業政策の企画立案に関すること。
C	消費者行政に関すること。
C	消費生活用製品安全法（昭和 48 年法律第 31 号）に関すること。
C	家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に関すること。
C	電気用品安全法（昭和 36 年法律第 234 号）に関すること。
C	工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）に関すること。
C	計量器に関すること。
C	別府市まちなか交流館に関すること。
C	別府市竹細工伝統産業会館に関すること。
C	竹産業及びものづくりのイノベーションに関すること。
C	商工業及び鉱業の振興育成に関すること。
C	企業誘致に関すること。
C	総合保養地域整備法（昭和 62 年法律第 71 号）に基づくリゾート構想の推進に関すること。
C	シルバー人材センターに関すること。
C	大分県東部勤労者福祉サービスセンターに関すること。
C	別府市勤労者研修センターに関すること。
C	勤労者の福祉その他労政に関すること。
C	B - b i z L I N K内における産業連携部門に関すること。
C	中小企業及び勤労者向けの制度融資に関すること。
C	観光物産及び土産品に関すること。
C	商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）に関すること。
C	商店街振興に関すること。
C	中小小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）に関すること。
C	中心市街地活性化に関すること。

農林水産課

区分	業務
B	農地及び農業施設災害復旧事業に関すること。
B	農地の造成、改良及びかんがい排水事業に関すること。（農地農業用施設整備事業に関すること）
C	農業の振興に関すること。
C	農業後継者及び女性組織の育成に関すること。
C	農業振興地域に関すること。
C	水田営農に関すること。
C	担い手の育成に関すること。
C	園芸の振興に関すること。

【通常業務の優先再開レベル】

C	特用作物の振興に関する事。
C	畜産の振興に関する事。
C	農業、園芸及び畜産関係団体の指導育成に関する事。
C	制度資金に関する事。
C	土地改良事業に関する事。
C	農地の造成、改良及びかんがい排水事業に関する事。（農地農業用施設整備事業に関する事以外）
C	農林水産業施設に係る工事の設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事等の検査に関する事。
C	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関する事。
C	水産業の振興に関する事。
C	水産業関係団体の指導育成に関する事。
C	林業及び特用林産業の振興に関する事。
C	市有林に関する事。
C	治山、林道及び作業道に関する事。
C	森林等の火入れの許可に関する事。
C	森林法（昭和26年法律第249号）に基づく特用林、自家用林の指定、保安林等の緊急伐採の届出の受理等に関する事。
C	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可等に関する事。
C	林業関係団体の指導育成に関する事。

公営競技事務所

区分	業務
C	市営競輪の企画宣伝及び実施に関する事
C	競輪事業の臨時執務員の任命監督その他人事に関する事
C	競輪事業の臨時執務員の給与に関する事
C	競輪場の維持管理及び使用料等の徴収に関する事
C	別府競輪市民広場に関する事
C	競輪事業車券の発売及び払戻金の交付に関する事
C	競輪事業関係団体との連絡調整に関する事
C	その他公営競技に関する事

生活環境部

市民課

区分	業務
A	戸籍関係届書類受付に関する事
A	埋火葬許可証の交付に関する事
B	登録型本人通知制度に関する事
B	戸籍法 48 条第 2 項証明書交付に係る申入れに関する事
B	法務局関連に関する事
B	失期事件・失期通知書発送に関する事
B	戸籍届出における本人確認に関する事
B	管外市町村への戸籍届出書送付に関する事
B	家裁通知書に関する事
B	戸籍記録に関する事
B	戸籍証明書等の交付に関する事
B	犯歴事務及び破産、成年後見通知に関する事
B	郵便請求による証明等の交付に関する事
B	出張所等への連絡等に関する事
B	マイナンバーカード・住民基本台帳カードに関する事
B	公的個人認証サービスに関する事
B	住民基本台帳ネットワークシステムに関する事
B	情報提供ネットワークシステムに関する事
B	外国人の法務省連携システム運用に関する事
B	住民異動事務に関する事
B	印鑑登録事務に関する事
B	外国人異動事務に関する事
B	住民基本台帳情報利用申請に関する事
B	証明発行事務に関する事
B	住民基本台帳の一部写しの閲覧に関する事
B	住民基本台帳事務における支援措置に関する事
B	後見登記事項に伴う処理に関する事
B	戸籍届に基づく住民票入力及び住所地通知、戸籍附票整理に関する事
C	戸籍事務協議会に関する事
C	人口動態調査・戸籍・住民基本台帳統計事務に関する事
C	おおいた広域窓口サービスに関する事
C	身上調査回答に関する事
C	パスポート申請受付および交付に関する事
C	交通災害共済に関する事
C	特定個人情報保護評価（P I A）に関する事
C	地方公共団体情報システム機構（J-L I S）に関する事
C	総務省調査に関する事

C	減免申請に関する事
C	情報公開に関する事
C	住居表示に関する事
C	自動車の臨時運行許可申請の受付及び交付に関する事
C	居住実態調査に関する事
C	在外選挙人名簿登録に関する事
C	窓口コンシェルジュに関する事

人権同和教育啓発課

区分	業務
C	人権、同和问题等の啓発推進に関する事。
C	人権啓発の計画及び関係各課との連絡調整に関する事。
C	企業、職場等への人権啓発講師派遣に関する事。
C	人権及び同和教育の指導助言に関する事。
C	別府市人権啓発センターに関する事。
C	その他人権、同和问题等に関する事。

環境課

区分	業務
A	大所飲料水供給施設に関する事。
A	専用水道・飲用井戸等に関する事。
A	ごみの収集運搬に関する事。
A	清掃事業用自動車の運行管理に関する事。
A	清掃事務所及び施設の維持、管理に関する事。
A	災害廃棄物収集運搬及び処理計画に関する事。
A	別府市リバーサイドオアシス春木苑の維持管理に関する事。
A	し尿の処理対策に関する事。
A	南畑不燃物埋立場に関する事。
B	殺虫用薬剤等の出納保管及び機材等の整備に関する事。
B	愛がん動物等の適正な飼育管理及び指導に関する事。
C	環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画に関する事。
C	別府市環境保全審議会に関する事。
C	環境監視員に関する事。
C	環境影響評価に係る技術的な指導及び審査に関する事。
C	環境教育及び環境学習に関する事。
C	監視、測定等の環境調査に関する事。
C	環境に関する状況の公表に関する事。
C	生物多様性の保全に関する事。
C	地球温暖化対策に関する事。
C	新エネルギーの普及促進に関する事。

C	公害防止の指導及び規制に関すること。
C	公害の苦情相談に関すること。
C	騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）に関すること。
C	悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）に関すること。
C	振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）に関すること。
C	そ族及び昆虫の駆除に関すること。
C	市営墓地の維持管理に関すること。
C	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可等に関すること。
C	課の施設及び清掃器材の総括管理に関すること。
C	一般廃棄物処理業者の許可及び指導監督に関すること。
C	粗大ごみ及び一時多量ごみの収集運搬に関すること。
C	ごみ出しの指導改善に関すること。
C	ごみの苦情処理に関すること。
C	ごみ置場の指導及び設置に関すること。
C	町内清掃等の指導及び処理に関すること。
C	ごみの不法投棄及びし尿の不法処理の監視及び指導に関すること。
C	空き地等の管理指導及び開発行為に伴うごみ集積場に関すること。
C	ごみ減量及び資源化対策の企画及び総合調整に関すること。
C	別府市リサイクル情報センターに関すること。
C	浄化槽の普及促進及び助成事業に関すること。

保険年金課

区分	業務
B	国民健康保険被保険者の資格の認定に関すること。（資格証明書・短期証・保険証に関すること）
B	国民健康保険給付に関すること。（療養費・高額医療費等に関すること）
B	国民健康保険税の賦課徴収に関すること。（保険税・料の賦課・減免・還付等に関すること）
B	国民年金保険料に係る免除等の申請の受付に関すること。（申請免除）
B	国民年金の給付に係る請求等の受付に関すること。（受給資格審査・年金請求に関すること）
B	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）に基づく後期高齢者医療に関すること。（税情報・高額医療費等に関すること）
B	窓口事務（高額・資格・保険税・料）全般に関すること
C	国民健康保険事業の企画運営に関すること。
C	国民健康保険被保険者の資格の認定に関すること。（うち区分がBにあたる事務以外）
C	国民健康保険給付に関すること。（うち区分がBにあたる事務以外）
C	国民健康保険診療報酬請求の審査支払いに関すること。
C	国民健康保険税の賦課徴収に関すること。（うち区分がBにあたる事務以外）
C	国民健康保険税の督促及び滞納処分に関すること。
C	国民健康保険税の徴収の嘱託及び受託に関すること。
C	国民年金被保険者の資格に係る届出等の受付に関すること。
C	国民年金保険料に係る免除等の申請の受付に関すること。（法定免除）

【通常業務の優先再開レベル】

- | | |
|---|--|
| C | 国民年金の給付に係る請求等の受付に関すること。（うち区分がBにあたる事務以外） |
| C | 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づく後期高齢者医療に関すること。（うち区分がBにあたる事務以外） |

福祉保健部

福祉政策課

区分	業務
A	民生児童委員に関すること
A	り災救護に関すること
A	行旅病人及死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）に関すること
A	墓地、埋葬等に関する法律第 9 条 1 項に基づく埋葬及び火葬に関すること
C	福祉政策の企画立案に関すること
C	生涯活躍のまちに関すること
C	子どもの貧困対策に関すること
C	戦傷病者、戦没者遺族等の援護及び軍人恩給に関すること
C	日本赤十字社社資募集等に関すること
C	別府市社会福祉会館に関すること
C	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等に関すること
C	他の課に属しない社会福祉に関すること

ひと・くらし支援課

区分	業務
A	生活保護法による調査決定及び支給並びに通知に関すること
B	生活保護受給者の安否確認に関すること
B	生活保護法による施設等に対する措置費支給に関すること
B	生活保護法による相談及び申請、新規実態調査、通知等の手続きに関すること
B	生活保護法による医療機関及び介護機関に係る支払事務に関すること
C	生活保護法による医療扶助の適正化に関する業務
C	生活保護費負担金補助金に関すること
C	生活保護経理状況報告に関すること
C	生活保護法による返還金、徴収金に関すること
C	生活保護法による相談及び処遇困難ケース等に関すること
C	生活保護法による相談及び就労促進・就労支援に関すること

障害福祉課

区分	業務
A	障害児通所支援給付費及び障害児相談支援給付費の支給決定等に関すること
A	自立支援給付に係る相談及び支給決定等に関すること
A	手話通訳に関すること
B	身体障害者手帳に関すること
B	療育手帳に関すること
B	精神障害者保健福祉手帳に関すること
B	精神通院医療に関すること
B	医療保護入院に関すること
B	自立支援給付に関すること

B	難聴児補聴器購入費等に関する事
B	特別障害者手当に関する事
B	重度心身障害者医療費に関する事
B	障害者虐待防止に関する事
B	障害者差別への対処に関する事
B	市営住宅単身入居資格認定証明に関する事
C	地域生活支援事業に関する事
C	障害支援区分審査会・認定調査・意見書に関する事
C	相談業務に関する事
C	身体・知的障害者相談員に関する事
C	障害者福祉手当及びタクシー手当に関する事
C	身体障害者福祉センターの管理に関する事
C	障がい者団体との連絡調整に関する事
C	リフト付タクシー手当に関する事
C	自動車税の減免に関する事
C	公共交通料金割引措置制度に関する事
C	障がい者優先利用駐車場に関する事
C	障害者控除に関する事
C	放送受信料減免申請に関する事
C	心身優待入浴券に関する事
C	住宅改造助成事業に関する事
C	家具転倒防止器具取付事業に関する事
C	大分県国民健康保険団体連合会に関する事

子育て支援課

区分	業務
B	施設型給付費の支払事務に関する事
B	児童虐待防止に関する事
B	ショートステイ事業に関する事
B	児童扶養手当に関する事
B	特別児童扶養手当に関する事
C	保育所入所事務（管外入所含む）に関する事
C	保育所入所事務に関する事
C	保育所等の連絡調整に関する事
C	保育料調定に関する事
C	保育料徴収及び督促に関する事
C	大分にこにこ保育支援事業に関する事
C	保育料改定に関する事
C	管外受託運営費の請求等に関する事
C	認定こども園等に関する事

- C 保育指導及び育児相談に関すること
- C 支弁台帳及び運営費国庫負担金の申請に関すること
- C 法人及び保育事業指導監査に関すること
- C 児童福祉施設整備に関すること
- C 地域子ども・子育て支援交付金に関すること
- C 地域子ども・子育て支援事業（一時保育・延長保育・病児保育）に関すること
- C 障害児保育促進対策事業に関すること
- C 放課後児童クラブ及び母親クラブに関すること
- C 保育士等の研修計画に関すること
- C 福祉サービス相談員に関すること
- C 施設管理委託に関すること
- C 児童館の運営に関すること
- C 支援センターの運営に関すること
- C 要保護児童対策地域協議会事務局に関すること
- C 子ども家庭相談業務に関すること
- C 心理面接・心理検査に関すること
- C 養育支援訪問に関すること
- C 子育て支援相談室に関すること
- C 要保護児童対策地域協議会に関すること
- C 主任児童委員訪問促進事業に関すること
- C 児童福祉法第56条負担金に関すること
- C 母子生活支援施設に関すること
- C ひとり親家庭の相談に関すること
- C 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく福祉に関すること
- C 母子家庭自立支援給付金事業に関すること
- C 児童手当に関すること
- C ひとり親医療に関すること（支給）
- C ひとり親医療に関すること（資格・認定）
- C 子ども医療に関すること
- C 子育て支援新制度に関すること
- C 子育て支援新制度に関すること（子育てガイドブック含む）
- C 赤ちゃんの駅に関すること
- C 認可外保育施設助成に関すること
- C 子育て支援携帯サイトに関すること
- C 大分子育てほっとクーポン（プラスも含む）事業に関すること
- C ファミリーサポートセンターに関すること
- C 財産管理に関すること
- C 社会福祉関係表彰に関すること
- C 備品購入及び保管に関すること

C	物品購入に関すること
C	社会福祉施設調査に関すること
C	福祉行政報告例に関すること

高齢者福祉課

区分	業務
A	その他高齢者福祉に関すること（避難行動要支援者に関すること）
B	介護保険の企画及び運営に関すること（施設整備補助金に関すること）
B	第1号被保険者保険料の賦課徴収に関すること（保険料当初賦課、特別徴収に関すること）
B	保険給付の審査及び支払に関すること（介護保険負担割合証（1割・2割）の交付に関すること）
B	受給者の管理に関すること（総合事業対象者の申請受付・チェック項目の入力・受給資格証明書の発行、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出に関すること）
B	地域包括支援センターに関すること（包括的支援事業に関すること）
B	認定事務に関すること（申請の受付・相談、要介護認定調査、認定調査会、受給資格証明書の発行に関すること）
B	介護保険認定審査会に関すること
B	介護保険主治医意見書に関すること
B	訪問調査及び調査員の割当てに関すること（認定調査員の割当てに関すること）
C	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に基づく福祉に関すること
C	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に関すること
C	別府市老人憩の家友楽荘に関すること
C	老人ホーム入所措置に関すること
C	老人ホーム入所判定委員会に関すること
C	敬老祝金に関すること
C	介護予防・生活支援・在宅支援事業に関すること
C	老人クラブ等の育成指導に関すること
C	敬老行事に関すること
C	緊急通報用電話機アダプタ設置等に関すること
C	在宅ねたきり老人介護者見舞金に関すること
C	高齢者相談に関すること
C	高齢者の移動支援に関すること
C	その他高齢者福祉に関すること
C	介護保険の企画及び運営に関すること（施設整備補助金に関すること以外）
C	介護保険の統計及び報告に関すること
C	介護保険事業計画に関すること
C	第1号被保険者保険料の賦課徴収に関すること（保険料当初賦課、特別徴収に関すること以外）
C	第1号被保険者保険料の滞納整理に関すること
C	第1号被保険者保険料の収納及び還付に関すること
C	第1号被保険者保険料の減免に関すること
C	第1号被保険者保険料の納付奨励に関すること
C	第1号被保険者保険料に係る不服申立てに関すること

【通常業務の優先再開レベル】

C	徴収嘱託及び受託に関する事
C	年金保険者との精算に関する事
C	被保険者の資格の得喪に関する事
C	徴収猶予に関する事
C	適用除外及び住所地特例に関する事
C	第2号被保険者に関する事
C	保険給付の審査及び支払に関する事（介護保険負担割合証（1割・2割）の交付に関する事以外）
C	受給者の管理に関する事（総合事業対象者の申請受付・チェック項目の入力・受給資格証明書の発行、居宅サービス計画作成依頼（変更）届出に関する事以外）
C	指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指導に関する事
C	指定介護予防支援事業者の指定及び指導に関する事
C	地域包括支援センターに関する事（包括的支援事業に関する事以外）
C	保険給付の適正化に関する事
C	認定事務に関する事（申請の受付・相談、要介護認定調査、認定調査会、受給資格証明書の発行に関する事以外）
C	訪問調査及び調査員の割当てに関する事（認定調査員の割当てに関する事以外）
C	相談及び不服申立てに関する事
C	介護保険居宅支援事業者、居宅サービス提供事業者及び介護保険施設その他関係機関との連絡調整に関する事
C	陳情・要望・交渉に関する事
C	契約事務管理に関する事
C	文書の收受発送に関する事

健康づくり推進課

区分	業務
C	保健衛生思想の啓発及び普及に関する事。
C	母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく保健事業に関する事。
C	健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく保健事業に関する事。
C	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神保健に関する事。
C	歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づく保健事業に関する事。
C	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく感染症予防に関する事。
C	予防接種に関する事。
C	健康危機管理に関する事。
C	献血の推進に関する事。
C	救急医療に関する事。
C	保健医療行政に係る関係団体との連絡調整に関する事。
C	不妊治療費の助成に関する事。
C	別府市保健センターに関する事。
C	その他健康に関する事。

建設部

都市政策課

区分	業務
B	宅地造成等規正法（昭和 36 年法律第 191 号）に関する事。
C	建設政策の企画立案に関する事。
C	別府国際観光温泉文化都市建設計画（以下「都市計画」という。）に関する企画及び調整に関する事。
C	都市基盤整備に係る企画及び調整に関する事。
C	都市計画に係る調査及び統計に関する事。
C	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に関する事。
C	駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）に関する事。
C	国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）に関する事。
C	景観法（平成 16 年法律第 110 号）に関する事。
C	国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）に関する事。
C	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に関する事。
C	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地の認定に関する事。
C	風致地区内における建築等の許可等に関する事。
C	指定建築物等の建設計画の申請に関する事。
C	別府市都市計画審議会及び別府市都市景観審議会に関する事。

都市整備課

区分	業務
B	都市再生整備計画事業の計画及び調整に関する事。（契約済・施工中に限る）
B	道路及び橋りょうの新設改良に係る計画、設計及び施工監督に関する事。（契約済・施工中に限る）
B	街路整備に係る計画、設計及び施工監督に関する事。（契約済・施工中に限る）
B	海岸整備に係る計画、設計及び施工監督並びに漁業補償に関する事。（契約済・施工中に限る）
C	都市再生整備計画事業の計画及び調整に関する事。
C	都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）に関する事。
C	土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に関する事。
C	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に関する事。
C	公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）に関する事。
C	道路及び橋りょうの新設改良に係る計画、設計及び施工監督に関する事。
C	街路整備に係る計画、設計及び施工監督に関する事。
C	高速道等の建設促進に関する事。
C	公共施設の整備に係る用地取得及び補償並びに登記に関する事。
C	海岸整備に係る計画、設計及び施工監督並びに漁業補償に関する事。
C	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関する事。
C	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約の検査に関する事。
C	補助金の交付申請その他諸報告に関する事。
C	別府国際観光港多目的広場に関する事。
C	別府市餅ヶ浜棧橋に関する事。

道路河川課

区分	業務
A	道路、橋りょう、普通河川及び水路の維持管理並びに災害復旧に関すること。
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。
B	補助金の交付申請（災害を含む。）その他諸報告に関すること。
B	交通安全施設及び交通安全設備の調査及び設置に関すること。
B	街路灯の設計、施工監督及び維持管理に関すること。
B	道路、普通河川及び水路の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。
B	他の課の所掌に係る受託事業の設計、監督及び契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。
B	路線の認定、廃止及び変更並びに道路の区域の決定等に関すること。
B	道路・普通河川台帳及び橋りょう台帳に関すること。
B	道路及び法定外公共物の占用及び使用の許可並びに占用料の徴収に関すること。
B	車両制限令（昭和36年政令第265号）に関すること。
B	普通河川及び水路の占用の許可及び占用料の徴収に関すること。
B	市道管理のかしに係る事故に関すること。
C	工事材料及び機械器具の出納保管及び処分に関すること。
C	土砂災害防止に関すること。
C	水防計画の策定及び別府市水防協議会に関すること。
C	道路の境界査定に関すること。
C	里道及び水路の境界の確認及び用途の廃止に関すること。
C	都市計画法第32条に基づく開発行為の同意に関すること。
C	道路用地の帰属及び寄附に関すること。

公園緑地課

区分	業務
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。（既契約済）
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約の検査に関すること。（既契約済）
B	公園、公園の施設、緑地及び街路樹の維持管理、業務の設計、施工及び検査に関すること。（既契約済）
C	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。（未契約）
C	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約の検査に関すること。（未契約）
C	公園事業の計画決定及び認可並びに都市公園の国庫補助金交付申請に関すること。
C	国及び県への提出調書その他報告に関すること。
C	公園使用及び占用許可に伴う使用料の徴収に関すること。
C	公園台帳の作成及び管理に関すること。
C	公園及び緑地の計画、設計及び施工に関すること。（未契約）
C	他の課からの委託業務の計画、設計及び施工に関すること。（未契約）
C	公園、公園の施設、緑地及び街路樹の維持管理、業務の設計、施工及び検査に関すること。（維持管理）
C	フラワーシティ別府事業の普及、啓発及び指導に関すること。

【通常業務の優先再開レベル】

C	公園、街路その他花壇等の花き植栽に関すること。
C	南立石緑化植物園及びドッグランの管理及び運営に関すること。
C	みどり監視員に関すること。
C	都市計画法第 32 条に基づく開発行為の協議及び同意に関すること。
C	公園用地の帰属及び寄附に関すること。
C	別府市環境保護条例（昭和 49 年別府市条例第 51 号）の規定に基づく緑化計画に関すること

施設整備課

区分	業務
A	市有建物及び教育委員会の所管に属する施設の新築及び増改築工事の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。（災害復旧にかかるもの）
A	市有建物及び教育委員会の所管に属する施設の修繕に関すること。（災害復旧にかかるもの）
A	その他施設等の整備に関すること。（災害復旧にかかるもの）
A	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。（災害復旧にかかるもの）
B	市有建物及び教育委員会の所管に属する施設の新築及び増改築工事の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。（契約済・施工中のもの）
B	市有建物及び教育委員会の所管に属する施設の修繕に関すること。（契約済・施工中のもの）
B	その他施設等の整備に関すること。（契約済・施工中のもの）
B	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。（契約済・施工中のもの）
C	市有建物及び教育委員会の所管に属する施設の新築及び増改築工事の計画、設計及び施工監督並びに契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること。（上記以外のもの）
C	市有建物及び教育委員会の所管に属する施設の修繕に関すること。（上記以外のもの）
C	その他施設等の整備に関すること。（上記以外のもの）
C	契約検査課所掌以外の工事その他の請負契約及びその他の契約に関すること。（上記以外のもの）
C	公共施設保全実行計画に関すること。

下水道課

区分	業務
A	下水道施設の災害復旧に関すること。
A	中央浄化センターに関すること。
C	契約検査課所掌以外の工事等の入札及び契約に関すること。
C	課の所掌に係る財産の管理に関すること。
C	受益者負担金に関すること。
C	下水道使用料に関すること。
C	水洗便所等改造資金貸付けに関すること。
C	公共下水道の普及及び推進に関すること。
C	下水道施設に係る占用に関すること。
C	下水道事業の計画決定及び事業認可に関すること。
C	下水道事業に係る実施計画等施行に関すること。
C	下水道施設の維持管理に関すること。
C	排水設備の指導検査に関すること。

建築指導課

区分	業務
B	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に基づく維持保全に関すること
B	市営住宅の維持管理に関すること
B	市営住宅の財産の使用許可に関すること（災害時の目的外使用）
C	建築基準法（昭和25年法律第201号）に関すること
C	建築基準法（昭和25年法律第201号）に関する台帳証明、申請書類等の処理及びその他窓口業務
C	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の基づく計画の認定等に関すること
C	別府市木造住宅耐震化促進事業補助金交付制度に関すること
C	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る法律に基づく特定建築物の計画の認定等に関すること
C	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく特定建築物の届出等に関すること
C	独立法人法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）に基づく災害復興住宅融資の現場審査に関すること
C	租税特別措置法に基づく優良住宅等の認定に関すること
C	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく対象建設工事の届出等に関すること
C	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）に基づく必要な情報及び資料の提供等に関すること
C	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づく建替え等に関すること
C	住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）に基づく建築行為等の制限に関すること
C	住宅地区改良法に基づく障害物の伐採及び土地の試掘等の許可に関すること
C	大分県福祉のまちづくり条例（平成7年大分県条例第7号）に基づく特定施設の計画の認定等に関すること
C	建築動態統計調査その他統計報告に関すること
C	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること
C	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること
C	住宅リフォームの相談に関すること
C	住宅政策等に関すること
C	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること
C	老朽空家等除却補助に関すること
C	移住者居住支援に関すること
C	契約検査課所掌以外の工事のその他請負契約及びその他の契約に関すること
C	契約検査課所掌以外の工事の検査に関すること
C	市営住宅に係る基本計画に関すること
C	その他市営住宅に関すること
C	補助金の交付申請その他諸報告に関すること
C	地域住宅計画推進事業に関すること
C	住宅新築資金等に係わる収納等に関すること
C	市営住宅敷地使用料の収納等に関すること
C	再開発事業により取得した施設建築物（店舗）の維持管理、使用許可及び使用料の徴収に関すること
C	アスベスト対策に関すること

共創戦略室

秘書広報課

区分	業務
A	秘書に関すること
A	市政の広報宣伝に関すること（災害関連）
A	報道機関との連絡に関すること（災害関連）
B	市政の広報宣伝に関すること（災害関連以外）
B	報道機関との連絡に関すること（災害関連以外）
B	別府市東京事務所に関すること（災害関連）
B	市長会に関すること（災害関連）
C	別府市東京事務所に関すること（災害関連以外）
C	儀式及び交際に関すること
C	褒章及び表彰に関すること
C	広報戦略に関すること
C	渉外に関すること
C	市長会に関すること（災害関連以外）
C	バンブーシアター等広報媒体の戦略的活用に関すること

自治振興課

区分	業務
A	自治委員に関すること
C	市政の広聴に関すること
C	地縁による団体の認可等に関すること
C	市政に関する要望等の連絡調整に関すること
C	市民相談に関すること
C	市民等との協働の推進に関すること
C	地域づくり及びまちづくりに関すること
C	自治会に関すること
C	男女共同参画社会の形成に係る施策の推進及び総合調整に関すること
C	別府市男女共同参画センターに関すること
C	女性相談に関すること

防災危機管理課

区分	業務
A	災害対策に関すること
C	防災対策の推進に関すること
C	自主防災組織の育成に関すること
C	業務継続計画に関すること
C	国民保護対策に関すること
C	防犯及び暴力絶滅に関すること

【通常業務の優先再開レベル】

C	防犯及び暴力絶滅に関すること
C	交通安全対策の推進に関すること
C	交通安全指導員に関すること

公民連携課

区分	業務
C	民間事業者との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
C	公共施設マネジメントに関すること。

その他行政委員会

会計課

区分	業務
A	現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
A	小切手の振出し及び公金振替に関すること。
B	有価証券（公有財産及び基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
B	現金及び財産の記録管理に関すること。
B	収入支出の審査確認に関すること。
C	歳入歳出予算の収支及び決算の調製に関すること。
C	その他他の課に属しない出納に関すること。

議会事務局

区分	業務
B	議場その他関係各室の管理に関すること。
B	本会議に関すること。
B	委員会及び協議会その他諸会議に関すること。
B	市長、委員会及び議員提出の議案に関すること。
B	請願、陳情及び建議に関すること。
B	公聴会に関すること。
B	その他議事一般に関すること。
C	公印の保管に関すること。
C	公告式に関すること。
C	規程の制定、改廃に関すること。
C	文書の收受、施行、編さん及び保存に関すること。
C	職員の服務、分限進退、賞罰、給与その他身分に関すること。
C	法令及び条例等の調査研究に関すること。
C	市政の諸調査並びに資料の作成、収集、整理及び保管に関すること。
C	各種統計に関すること。
C	照会回答等に関すること。
C	議会の広報広聴に関すること。
C	議会図書室に関すること。
C	物品の出納保管に関すること。
C	予算経理に関すること。
C	議員の身分及び資格得失に関すること。
C	その他総務に関すること。
C	議決書及び議決等報告に関すること。
C	会議録その他会議の記録に関すること。
C	議場等警衛及び傍聴に関すること。
C	議決等証明に関すること。

選挙管理委員会事務局

区分	業務
B	選挙関係法令に関すること。（海区漁業調整委員会委員選挙、公告式に関すること）
B	公印の保管に関すること。
B	文書の收受、施行及び保管に関すること。（文書の收受、発送及び整理保管に関すること）
B	物品の保管及び受払に関すること。
B	告示に関すること。（公・告示に関すること）
B	委員会その他各種会議に関すること。（委員会、会議及び議決の執行、議案に関すること）
B	選挙に関する啓発、周知等に関すること。
B	各号に掲げるもののほか選挙事務の管理及び執行に関すること。（選挙人名簿の調製、在外選挙人名簿の登録、選挙の執行に関すること）
C	選挙関係法令に関すること。（海区漁業調整委員会委員選挙、公告式に関すること以外）
C	人事、給与及び服務に関すること
C	予算、決算、経理事務に関すること。
C	委員会その他各種会議に関すること。（委員会、会議及び議決の執行、議案に関すること以外）
C	統計及び調査に関すること
C	各号に掲げるもののほか選挙事務の管理及び執行に関すること。（選挙人名簿の調製、在外選挙人名簿の登録、選挙の執行に関すること以外）

監査事務局

区分	業務
B	決算審査に関すること
B	健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関すること
B	監査請求、住民監査請求及び要求監査に関すること
C	定期監査、随時監査及び臨時監査に関すること
C	現金の出納検査に関すること
C	財政援助団体及び出資団体の監査に関すること
C	指定金融機関等の公金取扱監査に関すること
C	監査公表に関すること
C	人事、給与及び服務に関すること
C	予算、決算及び経理事務に関すること
C	文書の管理に関すること
C	公印の保管に関すること
C	物品の管理に関すること

農業委員会事務局

区分	業務
C	公印の保管に関すること。
C	規程の制定、改廃に関すること。
C	文書の收受、施行、編さん及び保管に関すること。
C	職員の服務、分限、進退、賞罰、給与、その他身分に関すること。
C	物品の出納保管に関すること。

- C 予算経理に関する事。
- C 委員会及び総会の運営に関する事。
- C 農地等代金徴収に関する事。
- C 農地等取得資金及び自作農維持資金融通に関する事。
- C 国有農地管理及び売渡（売払）に関する事。
- C 農業振興に関する事。
- C 農家台帳の整備、保管に関する事。
- C 農業者年金基金の委託事務に関する事。
- C 委員の報酬及び費用弁償に関する事。
- C 農業経営及び農民生活に関する調査、啓蒙に関する事。
- C 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく農地及び採草放牧地等の利用に関する事。
- C 農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事。
- C 自作農の創設維持に関する事。
- C 農地等の利用関係の紛争について和解の仲介に関する事。
- C 農業及び農民に関し意見の公表、建議、答申に関する事。
- C 各種証明に関する事。
- C 農地等の買収、売渡（売払）の登記に関する事。
- C 農地等の申請関係許可書（受理通知書）の交付に関する事。
- C 調査会の運営、概要報告に関する事。
- C 農地法の指導相談に関する事。
- C 農地台帳の整備及び農地等の統計に関する事。
- C 農用地利用増進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づく増進計画の決定に関する事。
- C 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）に基づく特定農地貸付けの承認に関する事。

教育委員会

教育政策課

区分	業務
A	教育庁内の総合調整に関すること
A	秘書及び渉外事務に関すること（秘書に関すること）
B	教育庁内の総合調整に関すること（公印）
B	人事管理に関すること
B	市費負担教員の給与その他給付決定に関すること
B	秘書及び渉外事務に関すること（各種証明）
B	学校施設の新築、増改築の計画に関すること（中学校統合）
B	学校施設の管理に関すること（修繕、補修申請、環境整備委託、施設点検、工事支払、工事に関する委託、空調、維持管理委託、通信運搬費・光熱水費・燃料費の支払）
C	教育長特命による重要施策及び特殊事項の調査研究に関すること
C	学校適正化に関すること
C	教育庁内の総合調整に関すること（県教職員互助会、郵便）
C	規則、規程等の制定及び改廃に関すること
C	委員会の会議に関すること
C	市費負担職員及び市費負担教員の任免、分限、賞罰及び服務に関すること
C	市費負担教員に係る公立学校共済組合に関すること
C	秘書及び渉外事務に関すること（渉外事務に関すること）
C	請願及び陳情に関すること
C	広報活動及び教育行政に関する相談に関すること
C	表彰に関すること
C	予算の総合調整、編成及び執行に関すること
C	物品の購入、処分及び整理に関すること
C	備品及び消耗品の保管に関すること
C	寄附受納に関すること
C	公用車に関すること
C	学校施設の新築、増改築の計画に関すること（中学校統合以外）
C	学校施設の管理に関すること（修繕、補修申請、環境整備委託、施設点検、工事支払、工事に関する委託、空調、維持管理委託、通信運搬費・光熱水費・燃料費の支払以外）
C	学校施設の使用許可及び使用料に関すること

学校教育課

区分	業務
B	保育料の収入事務に関すること。
B	児童、生徒及び園児の就学、就園等に関すること。
B	就学援助に関すること。
B	その他課の庶務に関すること。（教育相談員派遣事業（支給）、いきいきプランの賃金支給、コミュニティ・スクール事業に伴う支払）
C	児童、生徒、園児の出席及び統計に関すること。
C	教科用図書の給与に関すること。

C	通学区に関する事。
C	奨学金に関する事。
C	教育実践・研究助成に関する事。
C	学級編成に関する事。
C	学校基本調査に関する事。
C	県費負担教職員の人事管理制度調査及び計画に関する事。
C	県費負担教職員の任免、給与、服務、昇任、福利厚生、公務災害、免許申請等に関する事。
C	県費負担教職員の分限及び懲戒審査に関する事。
C	県費負担教職員の勤務評定に関する事。
C	加配教員数(国費及び県費の認定申請に関する事。
C	県費負担教職員(教育長及び教育委員を含む。等に係る国及び県の表彰に関する事。
C	その他課の庶務に関する事。(教育相談員派遣事業(支給)、いきいきプランの賃金支給、コミュニティ・スクール事業に伴う支払以外)
C	学校教育及び学校経営の指導助言に関する事。
C	障害児適正就学指導委員会に関する事
C	教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事
C	教科用図書の採択及び教材の取扱に関する事。
C	人権教育に関する事務のうち、別府市立学校(園への指導及び連絡調整に関する事。
C	校長、教頭及び教員の研修に関する事。
C	教育実践、研究助成に関する事。
C	学校図書館、理科教育、産業教育の振興及びその他に関する事。
C	校外授業、修学旅行及び休業に関する事。
C	委員会に属する図書の受入れ保管に関する事。
C	学校教育の振興に関する事。

社会教育課

区分	業務
B	社会教育施設等の管理に関する事(社会教育施設との連絡調整)
B	文化財に関する事(鬼ノ岩屋古墳・実相寺古墳群、文化的景観、指定・登録文化財)
C	社会教育に関する事
C	生涯学習に関する事
C	社会教育施設等の管理に関する事(社会教育施設との連絡調整以外)
C	社会教育委員に関する事
C	社会教育団体の指導育成に関する事
C	青少年教育に関する事
C	成人教育に関する事
C	高齢者教育に関する事
C	社会同和教育についての連絡、調整等に関する事
C	別府市文化財保護審議会に関する事
C	文化財に関する事(鬼ノ岩屋古墳・実相寺古墳群、文化的景観、指定・登録文化財以外)

【通常業務の優先再開レベル】

C	別府市コミュニティーセンターに関すること
C	浜田温泉資料館の管理に関すること
C	社会教育施設等の整備及び維持に関すること
C	その他課の庶務に関すること
C	別府市野口ふれあい交流センターに関すること 社会教育施設等の整備及び維持に関すること
C	生涯学習に関すること 視聴覚教育に関すること
C	社会教育施設等の管理に関すること 社会教育団体の指導育成に関すること

スポーツ健康課

区分	業務
B	学校給食に関すること（給食施設の運営、維持管理、改善・補修、関係職員の衛生・健康管理に関すること）
C	社会体育の計画及び指導育成に関すること。
C	青少年スポーツ活動に関すること。
C	体育団体に関すること。
C	スポーツ推進委員に関すること。
C	各種体育大会に関すること。
C	体育施設の設置及び管理に関すること。
C	スポーツ奨励金に関すること。
C	各種調査等に関すること。
C	スポーツ推進審議会に関すること。
C	その他の庶務に関すること。
C	学校体育に関すること
C	学校健康教育に関すること
C	学校安全に関すること
C	学校給食に関すること（給食施設の運営、維持管理、改善・補修、関係職員の衛生・健康管理に関すること以外）

消防本部

消防本部 庶務課

区分	業務
A	消防施設に関すること
A	消防用燃料に関すること
C	職員の人事に関すること
C	職員の公務災害及び福利厚生に関すること
C	職員の教育及び研修に関すること
C	予算及び決算に関すること
C	消防関係例規等に関すること
C	文書及び公印に関すること
C	貸与品及び給与品に関すること
C	係の事務に伴う消防広報に関すること
C	その他の課、係に属さない事務に関すること
C	消防機械器具の配置、運用、保全及び研究開発に関すること
C	消防用無線の配置、運用及び保全に関すること
C	機関員の養成及び訓練に関すること
C	消防団員の人事に関すること
C	消防団員の公務災害及び福利厚生に関すること
C	消防団の予算及び決算に関すること
C	消防団員の訓練及び演習に関すること

消防本部 警防課

区分	業務
A	消防相互応援協定に関すること。
A	消防地理及び水利に関すること。（特別調査）
A	救急及び救助に関すること。
B	水火災等の原因及び損害調査に関すること。
B	火災の証明に関すること。
B	救急の証明に関すること。
C	水火災等の警戒防除の計画に関すること。
C	消防職員の訓練及び演習に関すること。
C	消防地理及び水利に関すること。（一般調査）
C	開発行為に係る協議及び同意に関すること。
C	自主防災組織の育成に関すること。
C	ボランティアの訓練等育成に関すること。
C	係の事務に伴う消防広報に関すること。
C	その他警防に関すること。
C	救命技術の普及及び啓発に関すること。
C	救急救命士の指導育成に関すること。

C	救急救助資器材の研究開発に関すること。
C	救急救助統計に関すること。
C	その他救急救助に関すること。

消防本部 予防課

区分	業務
A	高圧ガス等及び少量危険物等の貯蔵取扱い及び安全指導に関すること
A	火を使用する設備、器具等の安全指導に関すること
B	防火対象物の防火管理に関すること
B	防火思想の普及宣伝に関すること
B	その他火災予防に関すること
B	建築物の建築同意に関すること
B	消防用設備等の審査及び検査に関すること
B	危険物製造所等の許可に関すること
B	危険物製造所等の検査、貯蔵取扱い及び指導に関すること
B	その他危険物の規制に関すること
C	防火対象物の立入検査及び指導に関すること
C	防火団体の育成及び指導に関すること
C	係の事務に伴う消防広報に関すること
C	消防用設備等の点検及び報告に関すること

消防署

区分	業務
A	署員の勤務配置に関すること。
A	災害現場における情報収集及び現場広報に関すること。
A	災害現場における消防戦術の助言及び分析に関すること。
A	その他消防長の命ずる事項に関すること。
A	水火災等の警戒防御に関すること。
A	救急業務に関すること。
A	消防地理及び消防水利の調査に関すること。（特別調査）
A	火災予防広報に関すること。
A	救助業務に関すること。
A	消防機械器具の運用及び保全に関すること。
A	火災、救急救助及びその他災害の通報に係る受理及び出動指令に関すること
A	火災、救急救助及びその他災害の通報に係る通信の統制に関すること。
A	火災、救急救助及びその他災害情報の収集及び伝達に関すること。
A	消防無線の運用及び保全に関すること。
A	通信施設設備の維持管理に関すること。
A	気象情報の収集及び保全に関すること。
A	防災無線その他の消防無線通信に関すること。
B	火災予防上の届出及び調査指導に関すること。

【通常業務の優先再開レベル】

B	防火対象物の立入検査及び指導に関する事。
C	署員の教養訓練の計画及び実施に関する事。
C	文書の收受及び保管に関する事。
C	署員の福利厚生に関する事。
C	庁舎及び物品の管理に関する事。
C	火災、救急等の統計に関する事。
C	消防地理及び消防水利の調査に関する事。（一般調査）
C	水火災等の原因及び損害調査に関する事
C	自主防災会の訓練指導に関する事
C	消防署の庶務に関する事。
C	他の小隊に属さない事項に関する事。
C	防火対象物の訓練指導に関する事。

水道局

水道局総務課（旧管理課）

区分	業務
A	広報広聴に関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
A	高度情報化施策の総合企画及び局内連絡調整に関すること。（各種システムサーバ管理）
A	庁舎の管理及び取締に関すること。
A	庁用車両の運行及び整備管理に関すること。
A	災害対策に関すること。
A	災害用無線に関すること。
B	現金、預金、有価証券及び担保物件の保管及び出納に関すること。
B	出納取扱金融機関等に関すること。
B	耐震性貯水槽の維持管理及び局内連絡調整に関すること。
C	職員の任免、分限、懲戒その他身分取扱に関すること。
C	職員の給与及び服務並びに研修に関すること。
C	職員の出張命令に関すること。
C	職員の福利厚生及び安全衛生に関すること。
C	条例、規則、管理規程等の制定及び改廃並びに議案に関すること。
C	文書の收受、発送、編さん及び保存に関すること。
C	個人情報の保護及び情報公開に関すること。
C	公印の保管に関すること。
C	苦情処理共同調整会議及び労働組合に関すること。
C	予算及び決算に関すること。
C	財政及び資金計画に関すること。
C	企業債及び一時借入金に関すること。
C	会計諸帳簿その他会計に関する書類の整理及び保管に関すること。
C	事業の調査、統計及び分析並びに局内連絡調整に関すること。
C	重要施策の総合企画及び局内連絡調整に関すること。
C	所管事務に係る業務委託に関すること。
C	たな卸し資産に関すること。
C	財産の取得、賃貸借、管理及び処分に関すること。
C	不用品又は不用物品の処分に関すること。
C	入札参加資格者の登録及び管理に関すること。
C	請負工事の入札及び契約並びに業務委託の入札に関すること。
C	物品の入札、契約及び検収に関すること。
C	地域自主防災会等の防災訓練の総括に関すること。
C	請負工事及び請負工事に係る業務委託の検査に関すること。
C	漏水防止対策強化に係る基礎データの作成に関すること。

水道局営業課

区分	業務
A	水道料金システム及び関連機器の保全及び運用に関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
A	給水装置工事台帳の管理に関すること。（水栓台帳システム）
A	応急給水に関すること。（事務分掌になし）
A	災害に係る電話受付及び連絡調整に関すること。（事務分掌になし）
A	災害に係る広報活動に関すること。（事務分掌になし）
B	水道料金及び下水道使用料の調定及び更正に関すること。
B	水道料金及び下水道使用料の納入に係る通知書等の発行に関すること。
B	水道料金及び下水道使用料の口座振替に関すること。
B	水道の使用に係る諸届出の受付に関すること。
B	船舶給水に関すること。
B	水道料金、下水道使用料及び手数料その他収入金に関すること。
B	使用水量に関すること。
B	給水装置工事に関すること。
B	指定給水装置工事事業者に関すること。
C	水道料金福祉還付制度に関すること。
C	収納取扱金融機関等の契約に関すること。
C	所管の収入金の調定及び納入に関すること。
C	所管事務に係る業務委託に関すること。
C	徴収事務全般の企画及び調整に関すること。
C	収納取扱金融機関等に係る手数料に関すること。
C	時間外受付業務に係る事務処理に関すること。
C	水道メーターに関すること。
C	検針及び収納機器の管理に関すること。
C	給水装置工事等に係る新規加入金及び手数料等の調定、還付及び減免に関すること。
C	各戸検針及び徴収の取扱いに関すること。
C	貯水槽水道に関すること。
C	臨時給水に関すること。

水道局工務課（旧工務課、旧配水課）

区分	業務
A	水道施設の整備計画及び局内連絡調整に関すること。
A	水道施設に係る建物及び構築物の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
A	導水管の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
A	別府地域利水事業に関すること。
A	課内の連絡調整及び庶務に関すること。
A	送水管及び配水管の新設並びに改良に関すること。
A	水道台帳施設平面図の修正及び局内連絡調整に関すること。（水道台帳システム）

【通常業務の優先再開レベル】

A	水道施設に係る電気及び機械設備等の新設又は改良並びに維持管理に関すること。
A	電気工作物の保安管理及び事業用電力に関すること。
A	水道施設のうち、送水管及び配水管（支管を含む。）の維持管理に関すること。
A	給水装置の維持管理に関すること。
A	漏水調査に関すること。
A	水系に関すること。
A	水源地、配水場、ポンプ場等の維持管理に関すること。
A	朝見及び扇山浄水場の管理運営に関すること。
A	乙原及び鮎返ダムの運営に関すること。
A	乙原及び鮎返水系のかんがい水利に関すること。
A	水源の汚染防止に関すること。
A	水質に関すること。
A	取水、送水及び配水量に関すること。
A	大分県企業局との連絡調整に関すること。
B	漏水防止対策強化の計画及び局内連絡調整に関すること。
B	弁栓類及び減圧弁の維持管理に関すること。
B	濁水及び熱水対策に伴う排水作業に関すること。
C	所管事務に係る工事請負及び業務委託に関すること。
C	鉛製給水管の取替事業に関すること。
C	消火栓の設置に関すること。
C	開発行為等に関すること。
C	地下埋設物の協議及び調査に関すること。
C	事業認可区域外の水道施設に関する技術支援及び局内連絡調整に関すること。